



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	清代の幕府と學術交流：許慎の官銜をめぐる議論を中心として
Author(s)	水上，雅晴
Citation	北海道大学文学研究科紀要，107，67-150
Issue Date	2002-08-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34025
Type	departmental bulletin paper
File Information	107_PR67-150.pdf



清代の幕府と學術交流

——許慎の官銜をめぐる議論を中心として——

水上雅晴

はじめに

中國では、古くから、地方を治めるために派遣される役人を本籍地に赴任させては行けないという決まりがあった。この規則を廻避と稱し、特に明清期に嚴守された。⁽¹⁾ 廻避は、縁故から様々な弊害が生ずるのを防ぐ措置であったが、派遣される役人にとっては甚だ不便な制度であったに相違ない。というのは、この制度の下では、赴任先は基本的に見知らぬ土地だということになり、當地の風土や民情、時には言語についてすら不案内のまま着任する場合が少なくなかったと豫想されるからである。これに加えて別の深刻な問題もあった。それは、胥吏と呼ばれる土着の事務請負人たちである。役所の實質的業務は、正規の官吏ではないこの胥吏が擔っていたから、地元の事情に通じている彼ら、

は、この立場を生かしてとかく不正を働きがちであった。縣レベルでも、一つの役所につき二、三百人は胥吏が居るから、派遣された役人一人だけで胥吏を管理し切れるはずもない。そこで地方に赴任する役人は、多くの場合、個人的に雇う祕書役を同行して幕府と呼ばれる統治組織を築き、胥吏を監督しながら政務を遂行した。

幕府において、雇い主は幕主と呼ばれ、雇われて働く者は、幕友、あるいは幕僚、幕客、幕賓などと呼ばれた。幕友は、まだ科擧に合格していない知識人になるのが通例であり、幕主が個人的に支給する金銭を生活の糧とした。やがて首尾よく科擧に合格して官界に入る者もいれば、いつまでも合格せず、ついには仕進の念を絶つて、幕友のまま一生を終える者もいた。地方に赴任する役人は、新たな縁故が生ずるのを避けるため、數年で轉任させられるのが通例であったから、幕府は永續的な組織ではなく、それゆえ幕友の仕事も安定したものではなかった。⁽²⁾

幕友の業務は、名幕友の評判を博した汪輝祖（一七三〇～一八〇七）によると、刑名（裁判）、錢穀（收税・會計）、書記（文書作成）、挂號（記録）、徵比（稅務調査）の五つに大別される。⁽³⁾汪氏は、州縣レベルの幕友について説明しているのだが、省レベルの幕友の仕事も大體同じだと考えて差し支えなからう。清代において、總督・巡撫など省レベルの幕主には、徐乾學（一六三一～一六九四）、朱筠（一七二九～一七八二）、畢沅（一七三〇～一七九七）、阮元（一七六四～一八四九）など、學問の保護・發展に力を注いだ者が多く、彼らは、幕友を雇って任地の地方志や自身の著作物などの編纂に協力させた。したがって好學の幕主は、通常の幕友のほか學業に専従する幕友も抱えていたから、彼らのもとには自然と多くの知識人が集った。これまでさほど問題にされてこなかったことであるが、幕府は行政・司法組織であつたばかりでなく、學者同士の交流の場を提供し、學術の發展を支える役割も擔っていたのである。

清代における學術の展開を幕府という組織に着目して扱った論考として、河田悌一「清代學術の一側面——朱筠、

邵晉涵、洪亮吉そして章學誠——」（『東方學』第五十七輯、一九七九年一月）が先驅的な試みとして挙げられる。朱筠の幕府内における學者同士の交流を扱ったこの論文は、學術交流というよりむしろ人的交流の實態の把握に重點が置かれて⁽⁴⁾いるが、學者の交流の場としての幕府の機能を指摘した意義は小さくない。

その後、幕府制度を専門に取り上げた書物ではないが、ベンジャミン・A・エルマン氏が『哲學から考證學へ』（一九八四年發行）の中で、徐乾學、朱筠、畢沅、阮元などの幕主とその庇護を承けた學者の活動について論じたことは特筆に値する。⁽⁵⁾エルマン氏は、清代の幕府制度が當時の任官しない學者を學術面においても經濟面においても支え、彼らが學術活動に専念する上で極めて重要な意味を持っていたことを指摘した。氏の仕事は、扱っているテーマや取り上げている幕主などの共通性に鑑みるに、次に紹介する學者に對して幕府と學術との關係を専門に研究する一つのきっかけを與えたと思われる。

清代における學術の發展と幕府との關係について論じた專著の嚆矢として挙げられるのが、尚小明『學人游幕與清代學術』（社會科學文獻出版社、一九九九年）である。尚氏は、清代における幕府制度の生成と發展の過程を跡づけ、代表的な幕府の活動内容を解説し、さらには、幕友の著述活動や交流の實態などについても事例を舉げて紹介するなどして、幕府と清代學術の關係について多方面から考察を加えている。本書の出版により、幕府が學術面において重要な役割を果たしたことが明らかにされたと言え、今後、清代の學術、特に考證的な學問の發展を支えた母體としての幕府の諸機能を説明する必要があると愚考する。

尚小明氏は幕府内の學術交流について、「幕府内における最も一般的な學術交流の方式は、いくつかの學術問題やある方面の學術問題について討論を進め、研究上の經驗、情報や成果を交換することである」と概括した後、幕主と幕

友、あるいは幕友同士が盛んに議論をしたことを示す記述を列挙している。⁽⁶⁾ それらの事例を見ると、幕府内での議論を通して、學者が學問を深めたり、自説や學風を變更する場合が少なくなかったことがわかる。しかし、例示されているのは、やはり人的交流を示す事象が中心である。學術上の議論が幕府という機構を通してどのようにふくらんでいたか、ということをとるための事例は、紙数の制約のためか紹介がなされていない。

されば本稿では、多數の學者が共通の問題をめぐって考證的な議論を交わした實例を時間の流れを追いながら紹介しつつ、一連の議論が展開する際に學者同士の情報傳達がどのように行なわれたかについて検討を加えることにする。そのことを通して、考證的な議論が深まる過程で幕府が果たした機能について解明することを目標にする。さらに平行して、現時點では、幕友の地位が知識人にとって持っていた意味も十分に究明されているとは言えないので、この點についても考察を加えてみたい。

なお、清朝は、幕友の雇用にかかわる経費を直接補助することはいないにもかかわらず、採用に關して規則を設けた。⁽⁷⁾ 『清會典事例』卷七十五、吏部五十九「幕賓議敘」を見ると、雍正元年（一七二三）に、各省で幕友を招く際には、本省出身者を避けるべきこと、すなわち幕友にまで廻避の規定が適用されることが宣言されているのみならず、幕友には業務に習熟して信用の置ける者を選び、その者の姓名と履歴を關係部局に報告すべきことも命じられている。⁽⁸⁾ この意味から言うところ、朝廷に提出する名簿に登載されていることが確認できない者を幕友と稱することはできない。しかし、『清會典事例』を見て行くと、同様の命令がその後、繰り返し發せられているから、右の規定が遵守されたか頗る怪しい。そもそも、同じ幕友でも、本稿の論述の対象である學術専門の幕友が規制対象に含まれていたか、その點にまず疑問を差し挟む餘地がある。今後、より嚴密な定義が必要になるかも知れないが、本稿の段階では、一定期

間幕府に滞在して、幕主の仕事を手傳う者をおしなべて幕友と稱することにする。

一、議論の發端

清の嘉慶五年（一八〇〇）、巡撫の阮元（一七六四—一八四九）が浙江省に設立した詒經精舍は、考證的學問を通じて人材育成をはかった教學機關である。主講の一人の孫星衍（一七五三—一八一八）がこの書院について、「上舍の士、多く位を通顯に致し、玉堂に入り、樞密に進む」（『詒經精舍文集』卷頭「詒經精舍題名碑記」）と稱しているように、阮元の教育方針は多くの受業生に世俗的な成功をもたらした。學術思想の面で見ると、詒經精舍は漢代の儒説を擁護する立場を取っており、許鄭の祀、すなわち舍中に後漢の二大儒の許慎と鄭玄を祀ったことは、この書院が持つ性格を象徴的に示している。これらの點については、舊稿「詒經精舍と乾嘉の學」（『中國哲學』第二十二號、北海道中國哲學會、一九九三年十月）において論じたことがある。

ここで許鄭の祀に着目すると、祭禮を實施するためにまず決める必要があるのは、木主に二人の名前をどのように記すか、ということであった。もちろん、名前といつても、單に姓名を書きつけるだけでなく、古人の事蹟を顯彰する意味を含めて、在世時に達した主要な官職を肩書として附するのである。

鄭玄の場合は、袁紹が九卿の一である大司農の官職をもって召し出そうとしたことから、古くからこれが官銜（肩書）として用いられており、つとに『後漢書』祭祀志下「社稷」に、「大司農鄭玄」という表現が見える。これより簡單な「鄭司農」という形も、晉の宋均が「我先師北海鄭司農」と稱しているように（『唐會要』卷七十七）、早い時期

から用いられている。もつとも、出身地などを附けずに、「鄭司農」と簡稱するだけだと、同宗の大儒で章帝の時にやはり大司農に召された鄭衆も「鄭司農」と呼ばれることがあるから、いずれを指すか注意せねばならぬ呼稱ではある。ともあれ、鄭玄に關しては、大司農を官銜として用いることが早くから定着しており、詁經精舍で實際にどのように表記したかの記録は今のところ検出できていないが、おそらく「漢大司農鄭公」などのごとく「大司農」の三字が本主に書きつけられたことは想像に難くない。阮元が「諸生謂ふ、周秦の經訓、漢の高密の鄭大司農に至りて其の成を集むれば、舍に祀らんことを請ふ、と」（『詁經精舍文集』卷三「西湖詁經精舍記」。『堉經室二集』卷七に同文あり）と述べていることは、そのことを暗示している。

すでに確立した官銜があつた鄭玄とは異なり、許慎の場合は容易に決まらなかつた。それは、許慎の傳記資料が乏しいことが大きな理由を占める。後世における『說文解字』の壓倒的な影響力を考えると意外な感じを受けるが、許慎は『後漢書』の中で單獨で傳を立てられず、その傳記は他の四十名ほどの學者とともに儒林傳の一隅を占めるに過ぎない。『後漢書』の列傳第六十九下におさめられている許慎傳の全文を掲げると左のとおりである。

許慎字叔重、汝南召陵人也。性淳篤、少博學經籍、馬融常推敬之。時人爲之語曰、五經無雙許叔重。爲郡功曹、舉孝廉、再遷除涪長、卒于家。初慎以五經傳說臧否不同、於是撰爲五經異義。又作說文解字十四篇。皆傳於世。

右の文章を讀むと、許慎は涪縣の長をもつてその官歴を終えているから、木主の官銜には涪長を使えばよいように見える。ところが話はそう單純でない。許慎の息子の冲が、安帝の永寧二年（一二一）に父の代理で『說文解字』を獻上した時、上表（『說文解字』序附載。以下、許冲表と簡稱）の中で父のことを「臣父故太尉南閣祭酒慎」（段注本の表記に従う）と稱しているのである。この南閣祭酒という官名は、『漢書』百官公卿表や『續漢書』百官志など漢代

の官制を示す基本資料には見えないので、その等級を容易に判別することはできない。しかし、洩長と南閣祭酒との官位の高下を定めることは、許慎の官銜を決めるために避けることのできない關門であり、考證學者たちにとっては本領を發揮する場が與えられたとも言える。

それでは以下、詒經精舍で祀る許慎の木主をどう表記するか、という實際の必要に迫られて起こった議論が、阮元幕府において一つの結論に達するまでの経過を跡づけ、ついでこの結論を受けて同時代および後代の學者がどのような對應をしたかを紹介し、随時、諸儒の議論の特色や問題點、あるいは關連事項に検討を加える、という手順で考察を進めて行くことにする。その作業を進めて行く中で、學術面における幕府の機能もおのずと明確になつて行くであろう。

なお、許冲表に示されている官職については、『説文』の版本、あるいは個々の學者の見解によつて、「南閣祭酒」と表記される場合と、「南閣祭酒」と表記される場合とに分かれる。表記が統一されていないと論を進めるのに不都合であるから、本稿では、かりに後述の段玉裁の見解に従つて、論述の中では「南閣祭酒」と記すことにする。ただし、引用文等においてはそれぞれの學者の表記を尊重することにする。

二、阮元幕府内における議論（１）——許鄭の祀實施までの推移——

許鄭の祀が始められるに至つた経緯について、阮元は「西湖詒經精舍記」（『詒經精舍文集』卷三。『擘經室二集』卷七に同文あり）において次のように説明している。

諸生謂ふ、周秦の經訓、漢の高密の鄭大司農に至りて、其の成を集むれば、舍に祀らんことを請ふ、と。孫君曰く、「汝南の許汝長に非ざれば、則ち三代の文字、後世に傳はらず。其の、經に功有ること尤も重ければ、宜しく並びに之を祀るべし」と。

學生たちがまず鄭玄を舍内に祀ることを提案したのを受けて、孫星衍が許慎も併せて祀るように求めた、というのである。舍生の一人、陸堯春の「詒經精舍崇祀許鄭兩先師記」（『詒經精舍文集』卷三）によると、鄭玄の祀を提案した學生が嚴杰、周中孚、それに陸堯春の三者であることが知られるが、陸氏もこの文中において、許慎の祀については孫星衍の發議に係ることを明らかにしている⁽¹⁰⁾。

さかのほれば、阮元と孫星衍は、いずれも乾隆五十一年（一七八六）の江南鄉試の合格者であり、科舉制度が確立して以來、堅い結束を誇ることと知られる「同年」の間柄であった。孫星衍が詒經精舍設立時に主講を務めたのは、阮氏と舊知であったこともその理由の一つであるが、當時においてはより根本的な事情があった。服喪中だったのである。孫氏は、亡くなった母金氏の喪に服するため、嘉慶四年（一七九九）に山東袁沂曹濟道の職を辭して休職中のところ、阮元から詒經精舍の講席に呼ばれた、というわけである。

孫星衍は母が亡くなったのだから斬衰の喪に服する必要があったが、三年、實質二十七ヶ月の服喪期間中に幕友となることは、當時珍しいことではなかった⁽¹²⁾。幕友は、服喪のため離職した官吏にとって、その間の生計を支える上で都合の良い地位だったのである。なお、孫星衍が辭職する直前の官位で比較すると、孫氏が正四品の道員であるのに対し、阮氏は從二品の巡撫だったから、官界内においては阮元の方が上位にあった。

許慎の官銜に關する孫星衍の見解は、『詒經精舍文集』卷三「許叔重木主結銜議」（『五松園文稿』卷一にも收載）に

示されている。孫氏は冒頭で、「臧文學鏞堂・舍生の洪茂才頤煊・震煊と、木主に書する所以の者を議す」と述べ、臧庸（初名鏞堂。一七六七～一八一）、それに洪頤煊（一七六五～一八三三？）・震煊（一七七〇～一八一五）の兄弟と相談したと断っている。

臧庸と洪兄弟について簡単に紹介すると、彼らは、阮元が學政として浙江に赴任した時に編纂した『經籍纂詁』の協力者であった。この書物の編集作業は、嘉慶二年（一七九七）から翌年にかけて行なわれ、臧氏は、總責任者たる主纂であり、洪兄弟は、割り當てられた書物から訓詁の用例を抽出する仕事をする分纂であった。臧庸と洪兄弟とは、編集作業の中でしばしば議論を戦わせており、當時、臧氏が二人の才能に驚嘆して發した評語、「大洪は淵博、小洪は精銳。兩君の卓識、吾、及ばざるなり」（張寅等修『臨海縣志』卷二十一、儒林傳「洪頤煊」）が残っている。また、臧庸『拜經堂文集』卷三「上錢曉微少詹書（己卯孟冬）」には、嘉慶戊午三年（一七九八）に書かれた附記があり、そこに「臨海洪百里震煊云云」と洪震煊の説が引かれている。これらの事實から明らかなように、臧庸と洪兄弟とは、詁經精舍が開かれる前からの知り合いであった。

さて、孫星衍の「許叔重木主結銜議」は、自身の説に加えて、相談をした二者の説を併記する、という體裁を取っている。以下、孫氏の記述の流れに沿って検討を加えて行くことにする。

臧君以謂らく、許君の子冲、上書して、太尉南閣祭酒と稱するは、范史の、洵長と稱するに比して其の實を得と爲す。范史載せざるは、明かに已だ疏なり。洵長は官卑ければ、宜しく此を以て太尉祭酒を蓋ふべからず。

はじめに提示されるのは、臧庸の説である。臧氏は、范曄『後漢書』本傳に見える洵長よりも、許冲表に見える南閣祭酒の方が上位の官職だと考え、この官職について范曄が記していないのは、粗略だと非難する。孫氏が紹介する

臧氏の説はこれにとどまる。

續いては、孫星衍自身の見解が開陳される。孫氏は、まず「太尉の官屬は貴しと雖も、其の自ら辟除するに由れば、洵長の、朝籍に列するに及ばず」と述べる。この發言は、依據した資料を明示していないが、司馬彪『續漢書』の記載を念頭に置いたものである。

そのことについて順を追って説明して行くと、太尉南閣祭酒は、「太尉」の二字が冠せられているから、太尉府の屬官であることは言を待たない。太尉は、司徒・司空と並び、後漢では三公（宰相）の一である。『續漢書』百官志一によれば、太尉府の中は、諸々の業務を統括する長史一人の下に、東曹・西曹以下、十三に分かれた曹、すなわち部署があり、曹には、部員たる掾史と屬が全部で二十四人いてそれぞれの曹の業務を遂行し、さらにその下役として、令史と御屬が二十三人いる、という構成になっている。簡単に圖示すると、左記のとおりである。

太尉（二人）——長史（二人）——十三曹の掾史・屬（二十四人）——令史・御屬（二十三人）

『續漢書』百官志一では、太尉府の機構を示した後、「漢初、掾史の辟は、皆、之を上言するも、其の後、皆自ら辟除す」と説明している。辟除（辟舉・辟召）とは、三公などの高官が正規の任官方式によらずして有能な者を招聘することである。孫氏が南閣祭酒について、「自ら辟除す」と述べるのは、この記述を踏まえたものであり、南閣祭酒が掾史であることを説くに等しい。しかして、掾史は當初、その採用に際して皇帝への報告を必要とする敕任官であったのが、やがて太尉が自己の裁量のみで採用する辟除に任用方式が改められたのであるから、南閣祭酒は、太尉府に

屬する官員だとは言っても、太尉の私的な家臣という性格が強いことは否めない⁽¹³⁾。これに對して、洵長はまぎれもない朝臣である。したがって、孫氏は、地方官ではあつても洵長の方が南閣祭酒よりも格式が高いと判斷する。

補足的な説明を加えておくと、范曄『後漢書』は最初から志が缺けているので、後漢の官制を知るための基本資料として第一に擧げられるのが、晉の司馬彪の『續漢書』百官志である。ただ、この『續漢書』は八志（律曆・禮儀・祭祀・天文・五行・郡國・百官・輿服）以外は殘存せず、宋の眞宗の時に范曄『後漢書』と合刻され、以來、『續漢書』の志は、『後漢書』の志と同様の扱いを受けている。

話を本題に戻すと、孫星衍が掲げる證據は右にとどまらず、先の發言に續き、「鄭康成、禮に注し、邑宰を稱して貴臣と爲す」と述べる。これは、『儀禮』喪服の傳「公卿大夫の室老と士とは貴臣なり」句中の「士」字について、鄭玄が「士は邑宰なり」と注を下しているのを踏まえた發言である。孫氏は、縣の令・長がこの邑宰に相當するとし、⁽¹⁴⁾邑宰が鄭玄によつて貴臣の一と規定されている以上、許慎の官銜として使うのに不足はないと考える。その結果、許慎の官銜については、「洵長は宜しく書すべく、兼ねて太尉祭酒を列すること、今人の、前官を書するが如くすれば、可なり」と述べ、品階の高い洵長をまず記した後、それに添える形で品階の劣る太尉南閣祭酒を書けばよい、と斷案を下すのである。

許慎の官銜を定める議論をしている中で、儀禮に對する注釋が立論の根據に提示されるのは、孫星衍の博識の發露とも言えるが、史部に屬する資料が『續漢書』百官志しか提示されていないことを考え併せると、有効な資料を見出しかねていることの反映と見ることもできる。また、ほかならぬ鄭玄の注釋を持ち出すあたり、許鄭の祀を實施せんとするほど鄭玄に對する傾倒ぶりが際だつ、詁經精舍の性格を體現していると言えないこともない。ただ、孫氏のい

わゆる「貴臣」は具體的なランクづけが伴わない言葉であり、それによって洩長と南閣祭酒との上下關係を決めるのはさほど説得力がある論法とも思われない。

孫星衍は、右のとおり自説を示した後、洪頤煊・震煊の兄弟の説を提示する。自身の説ではなく、洪兄弟の説を最後に持ってくることに何らかの意圖があるのかも知れないが、詳細は不明である。

洪兩生以謂らく、百官志の太尉の官屬に、黄閣有り(原注…句)、簿録を主り衆事を省^みる。其の官、令史を以て之と爲す。令史は、舊注に、百石、と。令・長の秩の、多きは千石に至り、最も小^{すくな}きも亦三百石なるに及ばず。是れ洩長、太尉の官屬より尊し。

『續漢書』百官志一によると、太尉府は、西曹・東曹・戸曹・奏曹・辭曹・法曹・尉曹・賊曹・決曹・兵曹・金曹・倉曹・黄閣の十三の曹からなる。洪兄弟は、この中の黄閣(閣)が南閣の別稱であり、南閣祭酒はこの黄閣(閣)に所屬する官吏だと考える。また、孫星衍は南閣祭酒を曹の掾がなるものとしていたが、兄弟はさらに下級の官吏で、「百官志一」では秩祿が百石と記されている令史がなると説く。⁽¹⁵⁾ ちなみに、漢代、官僚の俸祿は「石」を單位として支給され、この石数が官僚の地位を示すものとなっていた。⁽¹⁶⁾『漢書』百官公卿表上、小題下顔師古注や『續漢書』百官志(『後漢書』光武帝紀下、建武二十五年條注所引)などによると、左記のとおり十七の等級があった。⁽¹⁷⁾「内は半錢半穀による實支給額」⁽¹⁸⁾

- (1) 萬石「三百五十斛」、(2) 中二千石「百八十斛」、(3) 二千石「百二十斛」、(4) 比二千石「百斛」、(5) 千石「九十斛」、(6) 比千石「八十斛」、(7) 六百石「七十斛」、(8) 比六百石「五十五斛」、(9) 四百石「五

十斛」、(10)比四百石「四十五斛」、(11)三百石「四十斛」、(12)比三百石「三十七斛」、(13)二百石「三十斛」、(14)比二百石「三十斛」、(15)百石「十六斛」、(16)斗食「十一斛」、(17)佐史「八斛」

ところで、公府の諸曹は、西曹・東曹以下、いずれも「○曹」と下に「曹」字がつくのに対して、ひとり黄閤だけ「曹」字がつかない點が些か異様である。そのためか、「百官志」の「黄閤主簿録省衆事」なる曹名とその職掌を示す記載について、「黄閤主簿、録省衆事」と區切つて、黄閤主簿の四字で一つの官職と見なす見解もある。⁽¹⁹⁾『通典』卷二十四、職官六を見ると、漢代に御史主簿なる官職があつたことが記されているとおり、文書帳簿を管理する「主簿」という名の官職が古くから存在しているから、このような句讀の切り方も出てくるのであろう。いずれが正しいかは別の機會に論じることにするが、洪兄弟は、自分たちが「黄閤、主簿録省衆事」と區切つて、「黄閤(閤)」の二字で一つの曹の名と見なしていることを示すために、「黄閤」の二字の下に「句」と注したと考えられる。⁽²⁰⁾

南閣祭酒が令史、祿高というと百石の役職であるのに對して、『續漢書』百官志によると、縣知事である令と長の石數は、高ければ千石、少なくとも三百石であることが確認できる。洪兄弟は、この事實をもとに、洵長の方が高位の官だと結論づける。⁽²¹⁾その後、自説を補足して云う。

周澤傳に、「建武の末、大司馬府に辟せられ、議曹祭酒に署せらる。數月にして徵せられて博士に試みらる。中元元年、睢池令に遷る」と。令・長は一なり。許君は、孝廉由り太尉南閣祭酒に辟せられ、祭酒由り洵長に遷る。故に本傳に、「再遷して洵長に除せらる」と云ふは、周澤傳の官階と正に合す。

右の文中に見える孝廉とは、漢代における人材登用の一つの科目であり、郡國から毎年おおむね人口二十萬人につ

き一人が選出される。孝廉に推舉された者は、敕任官の卵である郎官となり、宮殿の門戸を守ったり天子行幸の際の車騎を務めるのを手始めに、昇進の途を進んで行くのが通例であった。⁽²²⁾ 洪兄弟の見解によると、縣の令・長は、孝廉科に推舉された者がいきなり任命されるような低位の官職ではない。『後漢書』の周澤傳を見ると、周澤は、太尉府の前身である大司馬府に辟召され、議曹祭酒に任ぜられた後、睢池縣の令に遷っている。この昇進のしかたを念頭に置いた上で、許慎の官歴について、まず孝廉に推舉されたのち、ついで太尉南閣祭酒に辟舉され、最後に涑長に遷ったと考えると、兩者の任官・昇進の順序は基本的に一致するのである。

洪兄弟は、このように涑長と南閣祭酒の上下關係を定めた後、「胡廣曰く、『祭酒は、皆、一位の元長』と。必ずしも定めて尊官に屬せず」と述べ、『續漢書』百官志二「博士祭酒」條の注に引かれる胡廣の定義にあるとおり、祭酒とは一つのグループの代表者を意味する言葉ではあるが、高官を意味する稱號ではないことを補足する。この發言の意圖は、清代において「祭酒」のつく官職は、『清史稿』職官志を通覽しても從四品の國子監祭酒しかなく、これだけを見ると南閣祭酒がかなり高い地位であったかの如き印象を受けるが、實際はそうではなかったと考えられることを再確認することに在るのであろう。

以上の考察の結果、洪兄弟は、「今、主に涑長と題し、太尉祭酒に及ばざれば、可なり。止だ太尉祭酒とのみ題するを得ず」と述べ、許慎の木主に書きつける官銜としては涑長だけを記せば十分であり、太尉南閣祭酒の方は削除すべきだと主張する。

洪兄弟の所説は右のとおりであるが、これは、洪頤煊が孫星衍に宛てた「呈孫淵如夫子書」（『詒經精舍文集』卷三所收。『筠軒文鈔』卷一に同文あり）のかかなりの部分をそのまま引用したのとほとんど變わらない。この手紙の日附は

嘉慶五年閏四月二十六日となっているから、三説を併記した孫星衍の文章はそれより後に書かれたものであることがわかる。ただし、「呈孫淵如夫子書」の冒頭には、「頃^{きまじう}、許叔重の栗主の結銜を示され、洸長を以て大銜と爲し、太尉南閣祭酒を小銜と爲す」とあり、孫星衍が、洸長を主要な肩書の大銜、南閣祭酒をそれに添える肩書の小銜であるとする自説を示した上で、洪兄弟に意見を求めてきたことが示されている。孫星衍のこの見解は、すでに見たところの「許叔重木主結銜議」における所説と軌を一にする。ということは、實際の議論の流れは、孫氏の主張が一番最初に示され、それに對して臧庸と洪兄弟が答申する、という順序で議論が展開し、三者の説が出揃った時点で「許叔重木主結銜議」が書かれたと考えられる。

孫星衍は、如上の三通りの説を示し、「阮元にいずれの説を採用するかを尋ねた。すると阮元は、「洪兩生の議は是なり。兼ねて之を題すること孫君の議の如くすべし」と述べ、太尉南閣祭酒と洸長の上下關係については、洪兄弟の議論に賛同し、洸長だけを記すのか、それとも洸長と南閣祭酒の兩方を記すのか、という點については、孫星衍が主張するのとおり二つとも記す方に軍配を上げた。その後、許慎の木主は、嘉慶五年の五月己丑八日に、鄭玄の木主と竝べて舍中に祀られた（阮元「西湖詒經精舍記」）。洪兄弟による手紙が書かれてからわずか十一日後のことであった。

ここで、幕主である阮元の對應について着目すると、孫星衍からの報告書を受け取った阮元は、特に理由を説明することなく、孫星衍（および洪頤煊）の説を採用するという結論だけを提示している。事務的とも言えるこの問題處理のしかたは、左に引く阮元自身の日常業務の處理法と類似しているように見える。

一函を發し、一令を出だす毎に、皆、再三謀慮して之を爲す。自ら起草する者有り、幕友の起草する者有り、幕友の起草して自ら改訂を爲す者有り。（阮元『擘經室二集』卷八「瀛舟筆談序」）

手紙を書いたり、指令書などを發する場合には、自分で作文する場合もあれば、幕友に書いてもらつた文書をそのまま使ったり、あるいは推敲を加えてから使うこともあつたのである。許慎の木主に記す官銜の問題については、幕友が考究した結果をもとに決裁しているから、學術上の問題についても通常業務と同様の處理がなされたわけである。なお、左に引く宮崎市定氏の説明を見ると、阮元の文書處理法は、清代の幕主一般が用いたところのものであつたことがわかる。

州縣官以上の大吏の場合、幕友が上官を直接に輔佐する方法の一つに擬批といふことがある。これは大吏ともなると、その仕事は州縣官のように直接に人民に接することなく、州縣官の上に立つて間接に支配を行うことになる。そこで下級官廳から種々の報告や伺書を受けて、これに返答せねばならぬ。この返答や指圖が批であるが、上官が批を行う前に、幕友が下見をして批の原案を作成するので、これを擬批といふ。この關係は恰も天子が萬機について旨を下す前に内閣大學士が天子に代つて原案を立て、擬旨を行うのとよく似ている。⁽²³⁾（傍點は原著者）孫星衍が他の幕友などと協力してこしらえた報告書は、言わば擬比に相當し、阮元が行なつたのはその擬比の中から自分が適當だと思ふものを選んで批を下すことだけだったのである。

公務に忙殺される幕主は、日常業務の處理ですら、幕友に原案を作成してもらふ必要がある。とすれば、いくら本人が學問好きであろうとも、同様な處理が學術的著作についてなされても不思議ではない。阮元が孫星衍の説に従うように指示を出すだけで、自説の根據を示さなかつた理由はこのように考えればある程度説明がつくのではなからうか。とりわけ、詒經精舍を開設した嘉慶五年は、浙江近海で惡行を恣にしていた海賊對策に莫大な時間や勞力が費やされて⁽²⁴⁾いたから、ゆつくり書物を繙く暇は得られなかつたと推測される。したがつて、官銜の問題についても、幕友

から上がってきた報告書を機械的に處理するより仕方がなかったのであろう。

三、阮元幕府内における議論（2）——許鄭の祀實施後の推移——

許鄭の祀が實施されたことで、許慎の官銜をめぐる議論は一區切りついたわけであるが、この問題に對しては、さらに議論が積み重ねられる。本節においては、引き續き阮元幕府内に視點を据えたまま、議論が深まって行く経過を追って行くことにする。

（イ）洪頤煊による第二の手紙

許鄭の祀が舉行されてからわずか三日後の嘉慶五年五月十一日、洪頤煊から孫星衍に宛てて書簡が寄せられた。「再呈孫淵如夫子書」と題されるその手紙の冒頭に、「前に許叔重の栗主の結銜を論ずるに、中丞の謬^{みだ}りに以て可と爲すを蒙る」とあり、自説の正當性が認められたことが述べられているのは、先の孫星衍による報告書の附記に見えた「洪兩生の議は是なり」という阮元の言葉がそれに相當するのであろうか。中丞とは巡撫の雅稱であり、こ⁽²⁵⁾こではもちろん浙江巡撫の阮元を指している。ただし、結局は孫星衍の説に従って木主を作成したのであるから、洪兄弟の主張が全面的に採用されたのではなく、好意的な評價も、あくまでも孫説を補強するという意味において與えられたのである。二週間前に出された一通目の手紙の段階では、基本的に『後漢書』のみに依據して立論していたが、この度は、以下に見られるとおり資料の搜索範圍が広がっている。

『唐六典』に據るに、「親王府に、……東閣祭酒、各一人有り。晉初、公より以上、竝びに東閣・西閣祭酒を置く。宋・齊・梁・陳・後魏・北齊、皆、之に因る」と。蓋し東漢の太尉南閣祭酒と一例を爲す。

洪頤煊は、唐玄宗の御撰に係る『唐六典』の卷二十九「親王府」において、晉初から唐まで設けられた官職として、東閣祭酒・西閣祭酒が掲げられていることをまず指摘する。先には、南閣祭酒と類似した名稱を持つ官職は、「黃閣（閣）」しか見出せなかったが、より類似する名前の官職の存在を確かめることができたわけである。ただ、洪氏が發見した資料はこれにとどまらず、左のごとく一層有力な文獻にもたどり着いている。

生、近ごろ復た檢得するに、衛宏『漢官舊儀』に云ふ、「丞相、四科の辟を設け、以て博く異德の名士を選ぶ。第一科は曰く、德行高妙、志節清白。二は曰く、學通行修、經中博士。三は曰く、明達法令、足以決疑、能案章覆問、文中御史。四は曰く、剛毅多略、遭事不惑、明足以決、才任三輔令。第一科は西曹南閣祭酒に補せらる。二科は議曹に補せらる。三科は四辭八奏に補せらる。四科は賊決に補せらる」と。陸德明『經典釋文』序録に、「司空南閣祭酒陳元」と稱す。始めて知る、東漢の三公府の西曹の下に、本より此の官有るを。

後漢の衛宏が撰した『漢官舊儀』の中には、辟舉のために四つの科目——かりに公府辟舉四科と呼ぶことにする——が設けられ、その中の「德行高妙、志節清白」科に選拔された者は、「西曹南閣祭酒」に任じられることが明記されている。別に、『經典釋文』序録には、「司空南閣祭酒」という役職名も見える。かくて、後漢の三公府の西曹に南閣祭酒なる官職が確かに存在していたことが明白となったのである。なお、衛宏『漢官舊儀』は佚書であるが、洪頤煊は、右の佚文を何によって見出したかについては明らかにしていない。洪氏は續いて次のように述べる。

此の一證を得れば、惟だ當日の官閣顯然たりて、范史の「舉孝廉」の三字の爲に、一つの佐據を増すのみに非ず、

並びに許君の徳行高妙たり、志節清白たりて、其の、當世に重んぜられ、徒だに五經無雙のみならざること、知るべし。

『漢官舊儀』の記述から、許愼の官職の推移が分明になっただけでなく、はからずも許愼が學問だけではなく人格の面でも優れていたことが明らかになったと、この文章が持つ意義を強調する。しかる後、次のように結論づける。

『舊儀』に又云ふ、「丞相、考召して、明經一科、明律令一科、能治劇一科を取る。詔して、諫大夫議郎と諸侯王の傳・僕射・郎中令を選ぶは、明經に取る。廷尉正・監・平と案章を選ぶは、明律令に取る。能く劇・長安・三輔を治むるの令を選ぶは、治劇に取る」と。東漢の令・長は、皆、選を三公府の四科の辟除に取るを知るに足る。許君、當日、太尉南閣祭酒を以て、洊長に除せらるるは、亦其の舊制然るなり。

洪頤煊は、『漢官舊儀』の別の記述にもとづき、丞相府、すなわち公府において人材登用のために三つの科目が設けられ、その中、「能治劇」科は、後漢の縣令や縣長を選出するための一つのコースとして機能していたと説明する。その論に従えば、許愼もそのコースに従って太尉府南閣祭酒から洊長へ轉じたと思し得る。どうやら、洪氏は、右に引く『漢官舊儀』に記載されている任官法が、先に説明した公府辟舉四科と同じ系列に屬する制度だと考えているようである。確かに、公府辟舉四科には、「剛毅多略、遭事不惑、明足以決、才任三輔令」科があり、これは、右に説明されている所の劇縣・長安・三輔を含む令を選抜するための「能治劇」科と、類似する部分があるようにも受け取れそうであるが、果たしてどうであろうか。

實は、洪頤煊の引用には省略があり、二度目に引いた『漢官舊儀』の句の直前には、「刺史、民の、茂材有るを舉げて、名を丞相に移す」とある。これは、茂才（材）による官吏登用の手順を示す記載である。茂才とは、「州舉茂才（材）」

の慣用的な表現で知られるように、州の長官である刺史が人物を推薦する制度にして、十三州から毎年一人ずつが朝廷に送られる定めであった。茂才は、許慎が登用された孝廉とならぶ常舉、すなわち推舉體制が整っている定例化した制度であり、後漢の人材登用の本流をなす制度と言える。⁽²⁶⁾したがって、引用文中に提示されていた明經・明律令・能治劇の三科は、茂才に推舉された人物を丞相が考查し、それぞれの適性に應じて割り當てるための科目であるから、明らかに公府辟舉四科とは別の系列に屬するものである。

洪頤煊の議論の最終部分は、斷章取義の弊に陥っているから、引用された部分の記載だけをもとに議論を進めても、その結論が説得力を缺くものにならざるを得ないことは自明である。さらに批判を加えると、洪氏が引いた『漢官舊儀』では、「能治劇」科に登用された者が任じられる地域について、「劇・長安・三輔」と規定している。つまり、治めるのが難しい劇縣、都の長安、それに三輔と呼ばれる長安近郊の特別行政區域、具體的には京兆尹・左馮翊・右扶風であり、これらは一般の縣とは同列に置けないものである。ここまで見來たると、洪頤煊が資料操作の面でも資料讀解の面でも著しい過誤を犯していることは明白で、後漢において、縣の令や長は、すべて公府辟舉四科に登用された者が任じられた、というその結論は全く成立し得ないのである。

以上を要するに、二通目の手紙において展開されている洪頤煊の考證は、精密とは到底言い難いが、『大唐六典』『漢官舊儀』や『經典釋文』序録に南閣祭酒の實在を確認した部分は、少なくとも参考に値すると言えよう。

(口) 臧庸の考證

洪兄弟とともに孫星衍の相談相手であった臧庸は、許慎の官歴に關して、一編の論文を著している。「漢太尉南閣祭

酒考」と題されるその論文は、『拜經堂文集』卷四に收録され、作成の日附は嘉慶庚申五年六月二日となっている。先に見た洪頤煊の二通目の手紙が書かれたのが五月十一日だったから、それから三週間ほど遅れて完成したものである。論文の末尾の「考定於拜經家塾」という附記からは、この文章が詁經精舍内ではなく、臧庸の自宅で書かれたことが窺われるが、吉川幸次郎「臧在東先生年譜」によると、この時期、臧氏は病のため一時的に阮元の下を辭し、自宅で數ヶ月間子供教育に専念していたようである⁽²⁷⁾。

臧庸は、論文の冒頭において、洪頤煊が引用していた『漢官舊儀』を提示し、漢の丞相が辟舉のために設けた四つの科のうちに「德行高妙、志節清白」科が存在し、その科に召された者が就任する官職が「西曹南閣祭酒」であることを確認する。注目すべきは、洪頤煊が同じ記述を何によつて知ったかを明確にしていなかったのに對して、臧庸は引用した後に、「聚珍板に據る」と注記していることである。二人の典據表示のしかたに相違が見られる理由については、第五節にて論じる。

洪頤煊は、『漢官舊儀』の記述をもとに問題となっている官職の存在を確かめるだけであつたが、臧庸は、それにとどまらず、この新出資料の信頼性を檢證して行く。

案ずるに、『續漢』百官志に、「太尉、長史一人千石、掾史の屬二十四人」と。注に曰く、「漢舊注に、東西曹掾は比四百石、餘掾は比三百石、屬は比二百石。西曹は府史の署用を主り、東曹は、二千石・長史の遷除及び軍吏を主る」と。然らば則ち東西の曹は秩を同じうして、西曹は長たり。又曰く、「奏曹は奏議の事を主り、辭曹は辭訟の事を主る」と。此れ即ち『舊儀』に所謂「議曹」及び「四辭八奏」⁽²⁸⁾なり。又曰く、「賊曹は盜賊の事を主り、決曹は罪法の事を主る」と。此れ則ち即ち『舊儀』に所謂「賊決に補せらる」なり。皆、志に所謂「餘掾は比三百

石」なる者、是れなり。

臧庸は、『續漢書』百官志一の「奏曹は奏議の事を主り、辭曹は辭訟の事を主る」が、『漢官舊儀』の「議曹」及び「四辭八奏」の職掌を解説するものと見なす要領で、兩書の記述を比較對照し、以下、第二・三・四科に辟舉された者が配屬される部署と職掌とに關する説明の整合性を確認して行く。この作業を通して、『續漢書』百官志と『漢官舊儀』雙方の、資料としての信頼性が増すわけである。なお、右の引用文において、公府の掾のことを「掾」字を用いて表わしているが、臧庸がそのように表記した理由については後に卑見を示す。『漢官舊儀』の分析を終えた臧氏は、辟舉されたことがある別の人物の傳記を『後漢書』から取り出し、考察を加える試みに着手する。

志に云ふ、「縣邑道の大なる者毎に、令一人千石を置き、其の次には長四百石を置き、小なる者には長三百石を置く。萬戸以上を令と爲し、滿たざるを長と爲す」と。『後漢』儒林傳下に、「周澤、建武末、大司馬府に辟せられ、議曹祭酒に署せらる。數月にして徵せられて博士に試みらる。中元元年に、謁池令に遷る」と。此れも亦太尉の祭酒なり。但だ西曹の南閣に非ざるのみ。即ち『舊儀』に所謂「第二科は議曹に補せらる」なり、「學通行修、經中博士」なり。即ち志に所謂「餘掾は比三百石」なり。澤は、議曹祭酒三百石より、博士六百石に補せられ、復た博士より謁池令千石に再遷したるなり。

右に引かれている『後漢書』周澤傳については洪頤煊も言及していたが、洪氏は、單に周澤と許愼の任官順序が似通っていることを示すために用いるだけであつた。臧庸はこの資料についても『漢官舊儀』の記載と合致することを確認し、より嚴密な資料操作を行なつた上で考證を進めている。まず、太尉府（光武帝建武二年、大司馬は太尉に改稱）に辟舉された周澤が、まず議曹祭酒を拜命し、ついで博士の任用試験を受けたことについては、『漢官舊儀』の「二

は曰く、學通行修、經中博士。……二は議曹に補せらる」の實例と見なす。つぎに、秩祿に關しても、『續漢書』百官志にもとづき、南閣祭酒と同様に太尉府に屬する議曹祭酒は、いわゆる「餘掾（掾）は比三百石」に相當し、そこから六百石の博士、さらには千石の縣令へと順調に昇進していることを示す。臧氏は、これらの事實を示すことにより、許慎と類似した任官順序を踏んでいると思われる周澤の昇進過程が、既定の一般的な經路に従ったものであることを明らかにせんとしたのであらう。

臧庸は、ついで話題を少しく轉じ、公府の祭酒に任官したと思われる二人の學者の事例を紹介し、その事例をもとに議論を展開して行く。

陳元傳に、「元、才高く著名なるを以て、司空李通の府に辟せらる。李通、元を罷めしむる後、復た司徒歐陽歙の府に辟せらる」と。而して『釋文』序録に、「陳元、字は長孫。司空南閣祭酒たり。『左氏春秋』を傳ふ」と稱す。馬援傳「兄の子嚴、『左氏春秋』を能くす」の注に、『東觀記』を引きて曰く、「司徒祭酒の陳元より之を受く」と。然らば則ち長孫は先に司空祭酒に辟せられ、後に司徒祭酒に辟せらるるなり。

一例目は、これも洪頤煊が引用していた資料であるが、『春秋左氏傳』が學官に立てられるよう上奏し、敕許されたことで知られる陳元の事例である。陳元は、『後漢書』の本傳によると、司空と司徒の二府に辟召されたことが記されているものの、任じられた官職が不明である。臧庸は、『經典釋文』序録に加えて、『後漢書』馬援傳注所引『東觀漢紀』を引用して、司空府では南閣（閣）祭酒であり、その後、司徒府でも十三曹のいずれかは不明ながら、やはり祭酒であったことを示すのである。

又、蔡邕傳に、「建寧三年、司徒橋元の府に辟せられる。元甚だ敬して之に待す。出でて河平長に補せらる。中平

六年、靈帝崩じ、董卓、司空と爲る。邕の名高きを聞き、之を辟して祭酒に署し、甚だ敬重す。高第に擧げられ、侍御史に補せらる」と。伯喈は蓋し先に司徒の祭酒に辟せられ、後に司空南閣祭酒に辟せらる。西曹の掾四百石より、侍御史六百石に補せらるるなり。

二例目は、蔡邕（字は伯喈）の事例である。『後漢書』の本傳によると、蔡邕は司徒橋玄⁽³⁰⁾の府に辟擧された後、河平縣の長になり、しばらく間を置いて司空董卓の府に辟擧されて祭酒となっている。臧庸はこの記述について、蔡邕は最初の辟擧の時に司徒祭酒となり、二度目の辟擧の時は、南閣祭酒になったのだと説明する。二度目の祭酒が南閣祭酒である理由は明確に示されていないが、臧庸の意圖を今まで示された資料にもとづいて推測すると以下のようなろう。

南閣祭酒は、『漢官舊儀』によると、「西曹」の二字が冠せられているから、西曹の掾四百石であるのに對して、先の周澤が任じられた議曹祭酒などの餘掾の祭酒は、比三百石であり、同じ公府の祭酒でも、南閣祭酒と他曹の祭酒とでは秩比に差等がある。すると、二度祭酒になっている蔡邕は、最初に三百石の司徒府の祭酒になった後、二度目は自然の流れとして、それよりも秩祿が高い司空府の西曹の南閣祭酒になったに相違ない。臧庸は、陳元と蔡邕の事例を通して、三公府のいずれにも祭酒が居たことを確認した後、次のように述べる。

百官志を按ずるに、司徒の掾・屬三十一人、司空の掾・屬二十九人、と。蓋し三府の曹掾の長なる者、竝びに祭酒の稱有ること、互ひに證すべし（原注…『唐六典』に、「親王府に、……東閣祭酒、各一人有り。從七品上。晉初、公より以上、竝びに東閣・西閣祭酒を置く。宋・齊・梁・陳・後魏・北齊、皆、之に因る」と。亦漢制に倣ふのみ）。

『續漢書』百官志には、司徒と司空の掾・屬がそれぞれ三十一人と二十九人であることが記されているから、三公府のいづれにも諸曹の長たる祭酒がいたというのである。こことも言葉足らずの觀があるが、すでに示されているとおり太尉府は二十四人の掾・屬で構成されているから、三公府は、規模も組織も似通ったもののはずで、先に例證したごとくそれぞれの府に祭酒がいても何ら不思議はない、ということを変更して確認したものであらう。しかし、右の發言の下原注において、公府の祭酒の存在を證明するために、洪頤煊もすでに引用していた『唐六典』を提示している。かくて臧庸は、南閣祭酒という官職の實在やその俸祿を確認した後、本題である許慎の官銜の考察に移る。

漢の安帝の建光元年、許沖、上書して云ふ、「臣の父、故の太尉南閣祭酒慎、『説文解字』を作る」と。下に云ふ、「今、慎已に病み、臣を遣して齎らして闕に詣らしむ」と。儒林傳下に、「許慎、郡の功曹と爲り、孝廉に擧げられ、再遷して洼長に除せられ、家に卒す」と。今、合して之を攷ふれば、叔重は先に太尉南閣祭酒に辟せられ、後に洼長に遷るも、疾篤きを以て未だ行かず、遂に家に卒するを知る。所以に許沖は實に據りて故と言ふ。「故」は乃ち舊官の謂なり。時に叔重猶ほ未だ亡くならざるなり。

許沖表には、「故太尉南閣祭酒」と父の官銜を記した後、當時、病床にある父の命を受け、代理として『説文解字』を獻上しに來たことが説明されている。このことを『後漢書』本傳の記述と考へ併せると、許慎はまず太尉南閣祭酒に辟擧され、その後、洼長に任じられたが、病身で赴任せぬまま家で亡くなつたため、太尉南閣祭酒の上に「故」字を附したことになる。『説文解字』が完成した時、許慎は存命中だったから、「故」とは、故人になつてゐることを示すのではなく、實際に就任した中で一番新しい官職に附した言葉だと理解されるのである。臧庸の議論はここに來てようやく總括に向かう。

『説文』、卷毎に「漢太尉祭酒許慎記」と署するは、蓋し叔重の原文なり（原注…隋志の論語類に、『五經異義』十卷、後漢太尉祭酒許慎撰」と。道藏本『淮南子』、卷毎に、「太尉祭酒許慎記」と題す）。史に但だ再遷して洵長に除せらると言ふのみにて、太尉府に辟せられるに及ばざるは、少しく疎舛なり。今、許君の爲に神位を立つるに、宜しく許沖の稱する所、及び『説文』の本書に據りて、漢故太尉南閣祭酒汝南許君と題するを是と爲すべし。

『説文解字』の徐鉉校定本、いわゆる大徐本では、各卷の大題下に「漢太尉祭酒許慎記」の文字が見え、臧庸はこれを許慎自身が記したものと見なす。ついで、『隋書』經籍志と道藏本『淮南子』の各卷の冒頭にも同様の表記が見えることも注記する⁽³¹⁾。かくて、許慎が南閣祭酒に就任していたことは、許沖表以外の資料からも確かめられるのであり、『後漢書』本傳にそれに關する記載が無いのは粗漏であることが明白だと主張する。

これまでの全體の考察から導出した臧庸の結論は、許慎の官銜について、實際に赴任していない洵長ではなく、就任していたことが間違いない南閣祭酒を書きつけるべきだということである。しかし、この理由づけは、先の孫星衍の報告書における要約と若干異なる。孫氏によると、臧庸は「洵長は官卑ければ、宜しく此を以て太尉祭酒を蓋ふべからず」と述べ、洵長が南閣祭酒と比肩すべくもない低い官職だから、という理由で南閣祭酒のみを記すことを主張していたことになるが、この論文では、病氣で着任していないから洵長を書かなくてもよい、としているのである。孫星衍と相談した時から、ほぼ一ヶ月後に自宅にてこの論文を完成させるまでに、見解を改めたようにも見えるが、孫氏の要約が正確さを缺いている可能性も否定できず、いずれとも斷言しかねる。

ところで、臧庸が『漢官舊儀』を引用する際に、「聚珍版に據る」と注記していたことについては、少しく説明を要

する。聚珍版とは、「武英殿聚珍版」の略稱である。乾隆三十七年（一七七二）に安徽學政朱筠の建言により、『永樂大典』の中から佚文を収集し、佚書の復元を圖る作業がはじまり、この作業の延長線上に『四庫全書』編纂があることは周知のとおりである。輯佚作業を進める中で、學術的に價值があり稀覯に屬する書物が多數復元され、乾隆三十八年には、『四庫全書』全體の完成に先んじてそれらを刊行することが決められた。百四十種餘りもあるこれらの書物を収めた叢書が『武英殿聚珍版叢書』である。この叢書は木活字を用いて印刷されたが、活字という名稱が「雅馴」ではないと感じた乾隆帝の意向により、叢書名には「聚珍」の語を用いることにした。ただし、最初に出されることになった四種の書物だけは、活字での印刷體制が整っていなかったためか、版木に彫られて刊行された。この中の一つが『漢官舊儀』であり、残りの三種の書物は『易緯八種』『魏鄭君諫續錄』『帝範』である。

『武英殿聚珍版叢書』は三百部作成されたが、購入希望者が殺到し、この部數では江湖の需要に應えられないことが直ちに明らかとなった。しかし、印刷後は活字の組版を崩してしまったので、再度印刷するにはまた最初から組み直すなくてはならず、それは實際的ではない。そこで江南、江西、浙江、福建、廣東の五省に一部ずつを下賜し、書肆が翻刻することを許した。それによって、叢書に含まれている稀覯書の入手・閲覽が容易となったのである。³² 臧庸が聚珍版『漢官舊儀』を利用できたのは、もとをたどれば『四庫全書』編纂のおかげであり、乾隆帝による一大出版事業は、許慎の官銜の考證に對しても微妙な影響を及ぼしているわけである。

（ハ）段玉裁の手紙

『說文』の代表的な注釋の一つとして挙げられる『說文解字注』の著者、段玉裁（一七三五―一八一五）は、阮元と

親交があった。阮元は、段玉裁の『周禮漢讀考』に對して嘉慶元年（一七九六）に序文を寄せているから、交遊關係の始まりは少なくともその頃までは遡ることができる。劉盼遂が作成した『段玉裁先生年譜』によると、段氏は、嘉慶六年（一八〇一）五月十二日に孫星衍・程瑤田と共に詁經精舍の第一樓に集まつており、その時始めて許慎の木主を目にしたと思われる。その後、嘉慶九年まで阮元の下にとどまつて『十三經注疏校勘記』の編纂に従事した模様だから、この三年間は段玉裁も幕友の一人であつたわけである。ちなみに、『詁經精舍文集』卷九には、「釋能」と題する段玉裁の論文が収録されている。目次を見ると、題名の下に主講の模範答案であることを示す「程作」の二字が附記されており、續いて同じ「釋能」と題する學生の論文二編が並べられているから、段氏も一時的に舍内で學生を指導することがあつたのであろうか。

幕友として活動を始めた直後、段玉裁は幕主たる阮元に宛てて手紙を認めている。『經韻樓集』卷五に「與阮梁伯書」と題して収録されているその書簡は、劉盼遂『年譜』によると嘉慶六年に書かれたものであり、内容は許慎の官銜について取り上げた論文である。詁經精舍における議論の繼續という意味で、以下、この書簡の内容に検討を加えることにする。なお、許慎の官銜に關する段玉裁の所見は、嘉慶十二年（一八〇七）に完成した『說文解字注』⁽³⁴⁾においても示されている。しかし、本稿は幕府制度を通じた情報傳達の様相を解明することに重點を置いているので、『說文』所收の言わば完成した議論ではなく、その前段階にある議論の方を考察の対象にすることにする。もつとも、二つの議論の間に本質的な差異は認めたい。

段玉裁の手紙の書出しに、「執事、西湖の上に於て、詁經精舍を造り、中に許叔重・鄭康成の主を設けて之を祀る。叔重の主を書して、漢汝長太尉南閣祭酒許公と曰ふ」とあることから、許慎の官銜が孫星衍の説に従つて書かれたこ

とが確認できる。ただ、段氏はその表記に納得したわけではなく、それゆえ書信を寄せたのである。以下、順を追って段玉裁の説を見て行くことにしよう。

按ずるに許氏の官、蓋し太尉南閣祭酒に終はる者は、其の子冲の、『説文解字』を進むるを觀るに、故の太尉南閣祭酒と稱すればなり。凡そ「故」と言ふ者は、皆最後の一官を指して言ふ。許氏の、洵長と爲るは、范氏の『後漢書』に見ゆ。蓋し洵長は既に罷め、後に又三公の掾曹と爲りて終はること、獨行傳の「魯平、先に陳留太守と爲り、後に博士の比と爲る」の如し。應に太尉南閣祭酒前洵長と書すべくして、可なり。

段玉裁は、許冲表の中で許慎の官銜を記した「故太尉南閣祭酒」の最初の文字に着目し、官職名の上につける「故」字は、最後に就任した官職を指すのが通例であるから、許慎の最終官職は南閣祭酒だと主張する。そのうえで、傍證として、太守から博士に遷った魯平の任官順序を掲げるが、これには問題がありそうである。すなわち、『後漢書』光武帝紀下所引『續漢書』百官志によると、郡の太守は六百石であるのに對して、博士はそれより若干劣る比六百石であるから、これは降格と考えられるのである。ともあれ、段氏は任官順序に關する考察を終えた後、話題を少しく轉じて次のように述べる。

南閣の、譌りて南閣と爲るに至りては、此れ各本『説文』の誤なり。太尉南閣祭酒は、太尉府の掾曹の、府の南門に出入する者の首領を謂ふなり。司馬彪「百官志」に、「太尉の掾史の屬二十四人、黃閣主簿は、衆事を録省す」と。黃閣は即ち南閣なり。沈約『宋書』の志に曰く、「三公、閣を黃にする者は、天子は陽に當たれば、門を朱にして洞開す。三公、天子に近ければ嫌を引く、故に其の閣を黃にするなり」と。

段玉裁は、許慎が太尉府において任じられた官職が「南閣祭酒」と表記されるのは、從來の『説文』の諸本の誤記

だと斷言する。つまり、「南閣・祭酒」に作るべきだと考えているのである。續いて、今までの諸家の所説では南閣・祭酒の具體像が明確ではなかったが、段玉裁は、太尉府に屬する掾史で、府の南門に出入りする者の中の代表者（首領）を指すとする。太尉府の南門が「南閣」であり、そこに出入りする者の代表者が「祭酒」というわけである。さらに、「南閣」と『續漢書』百官志の「黃閣」とが同一のものであることを指摘した後、『宋書』禮志二の記載を引用し、陽の位につく天子は門に朱色を用い、三公は、天子と同じでは具合が悪いので門に黄色を用いるから、「南閣」が「黃閣」と表記されることもあると説明する。段氏は續けていう。

凡そ諸史に東閣・南閣・西閣と言ふ者多し。公孫宏傳の「東閣を開く」、今、譌りて「東閣」に爲らざる無ければ、則ち南閣の誤、何ぞ疑はんや。閣は閨閣を以て義と爲し、小門を謂ふなり。閣は度閣を以て義と爲し、之を引伸して、乃ち樓閣と爲すなり。其の義絶えて殊なり、其の音復た分かれて、十九鐸・廿七合に入り、截然として同じからず。

段玉裁の見解によると、史書にはたびたび東閣・南閣・西閣という語句が現れるが、『漢書』卷五十八「公孫弘傳」の「開東閣」の「閣」字を各本で「閤」字に誤っているように、「閤」「閣」の二字は混用されやすいから、「南閣・祭酒」と記されることが多い許慎の官衡も、「南閣」の誤記であることが間違いないことになる。その理由として、まず字義に關して、閣は本義が度閣、すなわち柵で、引伸して樓閣の意味に用いられるのに對して、閤は寢所ないし小門が本義である、⁽³⁵⁾という區別を示す。加えて、音義についても、自身が作成した「今韵古分十七部表」（『六書音均表』所收）によると、閤が第五部入聲第十九類「鐸」韻に屬するのに對して、閣は第八部入聲第廿七類「合」韻に屬し、これも截然として異なると説明する。段氏の意趣を汲むと、通行本では「開東閣以延賢人」に作られている「公孫弘傳」の

記述も、「閤」字を「閤」の誤記と見なすことで、「屋敷の東門を開けて賢人を招き入れる」という意味になり、文章の脈絡がつくと考えられるのであろう。

續いて段玉裁は、「而して一切の書史、閤を以て閤に譌る者、十に八有り、閤を以て閤に譌る者、十に二有り」と述べ、算出の根據は不明だが、典籍の中で閤を閤に誤るのが八割方を占め、閤を閤に誤るのが二割方を占めると説く。さらに、左記のごとく、閤・閤の兩字が取り違えられている、と考えられる事例について、正史をはじめとして、説部の記載、俗語・俗稱、果ては蛙の鳴き聲に至るまで多様な資料から提示する。

『史』『漢』の、閤閤を言ふは、閤閤に譌らざる者無し⁽³⁶⁾。『明史』の「皇子出閤」、「出閤」に譌る者多し⁽³⁷⁾。説部の「小閤子」、「小閤子」に譌らざる者無し⁽³⁸⁾。『世説』の「桓温、閤を開きて妓を放つ」、「閤を開く」に譌らざる者無し⁽³⁹⁾。女兒の出でて嫁するを出閤と爲す、俗に出閤と言はざる者無し。唐人の、閤下と稱する、閤下に譌らざる者無し⁽⁴⁰⁾。以て吠蛤の聲閤閤、亦多く閤閤に作るに及ぶまで、蓋し處として譌りに非ざる無し。學者宜しく隨ひて更正に在るべし。

段玉裁は、許慎の官銜の表記を「南閤祭酒」に作ることの正當性を力説した後、「執事、事毎に必ず故實を咨る。望むらくは、速かに先儒の宝祐を改正し、古人及び後人をして均しく以て笑ひを爲さしむる勿かれ」と述べて手紙を結ぶ。普段、故實を重視している阮元に向かって、許慎の宝祐、すなわち木主の誤りを正して、古人からも後人からも嘲笑を買わないようにすべきだと忠告するのである。

右の書簡全體を通して見ると、任官の順序に關する議論は冒頭で簡単に済まされ、むしろ「閤」字と「閤」字との使い分けを嚴密にすることを主張する部分が大半を占めることに氣づく。とすると、段玉裁が「古人及び後人をして

均しく以て笑ひを爲さしむる勿かれ」と記した主意は、洵長と南閣祭酒の先後關係の修正を求めることよりも、本來、「南閣祭酒」に作るべき許慎の官銜を、木主に「南閣祭酒」と記したことの誤りを訴えることに在ったと言える。その意味で、段氏の關心の所在は、他の學者といささか異なっている。なお、段玉裁からの手紙にもかかわらず、阮元が木主を書き換えさせたことは無かつたようである。⁽⁴⁾

かくて、阮元幕府の構成員による議論は、一應の收束を迎えた。ここまでの關係者による議論を整理すると、左のように圖示できる。同じ問題をめぐって、各自の説が見事に分かれていることがわかる。

	任官の順序	官銜の表記
孫星衍	南閣祭酒↓洵長？	洵長太尉南閣祭酒
洪頤煊	南閣祭酒↓洵長	洵長
臧庸	南閣祭酒↓洵長（病のため赴任せず）	太尉南閣祭酒
段玉裁	洵長↓南閣祭酒	太尉南閣祭酒前洵長

四、洪頤煊による第三の手紙

段玉裁の手紙が書かれた翌年、洪頤煊は前の二通と同じテーマを扱った三通目の手紙を孫星衍に出している。書簡の日附は、「嘉慶壬戌（七年）八月九日」となっている。洪氏は、「與に許叔重の栗主の結銜を論ずるの二書、阮中丞

已に刊して『詒經精舍文集』に入る」と述べ、孫星衍とやりとりした書簡が、すでに半年程前に刊行された『詒經精舍文集』（卷三）に収載されたことを告げた後、これまでとは別の觀點からの議論を展開する。張紹南『孫淵如先生年譜』によると、當時、孫星衍はすでに阮元の下を辭し、安徽省廬州の太守張祥雲の幕友として地方志の編纂を手傳つていたから、議論の場は阮元幕府の中を離れたわけである。

西南夷夜郎傳に云ふ、「桓帝の時、郡人の尹珍、自ら荒裔に生まれ、禮義を知らざるを以て、乃ち汝南の許愼・應奉に従ひて經書圖緯を受く」と。案ずるに桓帝の、位を嗣ぐは、上は安帝の建光元年、許沖の、『説文』を上る時を距つること、已に二十七年。是の時、許君猶ほ存すれば、沖の上書して父の病むを言ふは、並びに病ひ篤くして起たざるに非ざるを證するに足る。范史の、洵長と書するは、終後に據りて言ふ。

洪頤煊は、『後漢書』を再調査した結果、はからずも西南夷傳の夜郎國の條に、許愼に關する記述を見つけた。そこには、「夜郎自大」の成語が作られるような化外の地域に生まれ育つた尹珍が、桓帝の時（一四七―一六七）に中原の文化に浴せんがため、許愼と應奉のもとに向いて經書や緯書を學んだことが記されている。この夜郎傳の記述から、『説文』獻上時に病床にあつた許愼は、その後も二十七年間は生存していたことがわかる。すると、許沖表に見える「故南閤祭酒」なる稱も、許愼が病氣になる直前の肩書を書いたに過ぎなくなる。全生涯を通した場合の最終官職は、『説文』獻上後に任じられた洵長であり、『後漢書』の本傳を書いた范曄はこの最終官歴を記したと考えられるのである。洪頤煊はこの新知見を示した後、「先生の説、堦として易ふべからずと爲す」と述べ、この發見を孫星衍の議論の正當性を保證するものとして位置づけている。しかし、すでに見たとおり、孫・洪の兩氏は、いづれも南閤祭酒↓洵長の順で昇進したと考えるように、任官順序の面での議論の方向は一致していたから、この度の發見は自説にとつても

都合がよい證據であるのだが、もっぱら孫星衍の持論を保證する論據として提示しているのは、何か不自然さを感じさせる。

洪頤煊の發見は、許慎の任官順序の確定に大きな影響を持つものであるが、この記述を事實だとした場合、今度は許慎や周邊の人物の事蹟に關する諸々の記述と齟齬しないかどうかが問題となる。そこで洪頤煊は、この觀點から考察を進めて行く。

且つ沖、上書して云ふ、「先帝、侍中・騎都尉の賈逵に詔して舊文を修理せしむ。臣の父愼、本、逵に従ひて古學を受く」と。攷ふるに逵の本傳に云ふ、「和帝の永元三年、逵を以て左中郎將と爲す。八年、復た侍中と爲り、騎都尉を領し、兼ねて祕書近署を領す」と。則ち許君の、逵に従學するは、當に此の時に在るべし。故に『說文』自序に云ふ、「粵に永元困頓の年に在り」と。此れ其の撰書の始めの時を記す。和帝の永元十二年庚子、二十二年を積みて建光元年に至りて、始めて克く書を成して之を上るなり。

許沖表には、和帝が侍中・騎都尉の賈逵に命じて古籍を整理させたこと、および許愼が賈逵について古學を學んだことが記されている。『後漢書』賈逵傳には、和帝の永元八年（九六）に、騎都尉を兼任する形（「領」は低位の官職を兼任する意）で侍中に任じられたことが記されているから、許愼が賈逵の門下生となったのはこの時期だと推定される。すると、『說文』後序の文中に、「粵在永元困頓之年」と記されているのは、『說文』執筆に取りかかった時期を指していることになる。『爾雅』釋月の「歲」在子曰困頓」を踏まえると、永元庚子は、十二年（一〇〇）と算出される。そこから二十二年目の建光元年（一二二）に完成して、息子を代理に立てて獻上したのである。

實は、右の「粵在永元困頓之年」については、『說文』執筆開始の時期と見なす立場と、草稿が完成した時期と見な

す立場との二つに分かれるのであるが、洪頤煊は、前者の立場を取る。古文學者の賈逵の門下生となることで、許慎は『説文』を作成するための學問的基礎を固めることができたと考えてるのである。

沖云ふ、「慎、前に詔書を以て東觀に校書し、小黃門の孟生・李喜等を教ふるも、文字未だ定まらざるを以て未だ奏上せず」と。案ずるに宦者の蔡倫傳に云ふ、「元初四年、帝、經傳の文、多く正しく定まらざるを以て、迺ち通儒たる謁者の劉珍及び博士の良史を選びて東觀に詣らしめ、各々漢の家法を讐校せしむ」と。和熹鄧皇后紀に云ふ、「又、中官近臣に詔して、東觀に於て經傳を讀むを受け、以て宮人に教授せしむ」と。許君の、東觀に校書するは、即ち此の時に在り。

許沖表には、許慎が東觀において書物の校訂と講學に従事したことが記されている。ついで引用されている二點の資料を表面的に見ると誤認しかねないが、次段で『後漢書』馬融傳を引いて説明しているように、洪頤煊はこの東觀校書について、元初四年（一一〇）のことだと考えている。ところが蔡倫傳の原文は、右に引かれるように、元初四年ではなく元初四年（一一八）となっている。この點に關する説明は、手紙の中でなされていないが、洪氏が道光元年（一八二一）に完成させた『讀書叢錄』卷七「元初當作永初」においては、通行本『後漢書』蔡倫傳の元初四年が元初四年の誤記であることが考證されているから、すでに嘉慶七年の時點で同様の見解を持っていたようである。なお、皇后紀上の本文には、東觀校書の時期が元初四年と明示されているわけではないが、引用箇所の前段には、元初三年秋から年末に掛けての記事が見えるので、元初四年のことと判斷したのである。

馬融傳に云ふ、「永初四年、東觀に詣りて祕書を典校し、十年調せらるるを得ず」と。許君の典校する時、融猶ほ東觀に在り。融、延熹九年を以て卒し、年八十八。桓帝の初年は六十八に止まる。許君、逵に従學するは、即ち

弱冠に在り。永元八年より下、桓帝初年を距つるまで、亦必ず七十有餘歲。其の齒、融に視べて長と爲す。故に范史の本傳に「馬融常に之を推敬す」と云ふは、良に誣ならざるなり。

『後漢書』馬融傳には、馬氏が永初四年から十年間、東觀にて校書に従事したことが記されているから、當時は許愼と同僚だったのである。馬融は桓帝の延熹九年（一六六）に八十八歳で亡くなっているから、逆算すると、桓帝初年の建和元年（一四七）には六十八歳だということになる。許愼が賈逵に従學した永元八年（九六）に弱冠だったとすると、それから五十一年後の桓帝の初年には七十數歳であり、六十六歳の馬融よりは先輩になる。洪頤煊は、この考察の結果を踏まえ、許愼傳の「馬融常に之を推敬す」という記述が無稽ではないことが證明できると主張するのである。

以上の洪頤煊の議論は、許愼が南閣祭酒の後に洩長に任じられることが時間的に可能であることを示すために、その生存期間の確定にまで考察の範圍が廣がっている。ここまでに至る一連の考證の過程を振り返ってみると、最初の手紙が書かれた嘉慶五年には、許愼の官銜を定める手掛かりとなる記述をすでに『後漢書』に求める試みに着手していたはずであるにもかかわらず、その二年後になってようやく『後漢書』の夜郎傳にたどり着いている。

ということは、洪氏は、最初に『續漢書』百官志や『後漢書』周澤傳を提示した時には、『後漢書』を通讀したのではなく、關連する記述がありそうな所に見當をつけて閱讀したに過ぎなかったのではなからうか。このことは、議論にかかわった孫星衍や臧庸など他の當事者にも當てはまる。この一事でもって一般化することは危険であるが、いわゆる考證學者にしても、經書はともかく、少なくとも史書については、必要な情報を頭の中からすぐ取り出せるほどに習熟していた者はそう多くはなく、⁴⁷⁾大多數は、地道に頁を繰ることで個々の考證に役立つ資料を集めたのであろう。

考證學者たちの記憶量については、機會を改めて論じてみたい。

五、臧・洪説の先後と許慎の官銜研究における先驅者

ここまでの議論の推移の中で、利用のしかたは異なっているにせよ、同じ資料を複数の學者が立論の根據としている事例がいくつも見受けられた。なかんづく臧庸と洪頤煊とは、引用資料がかなり重複しており、『漢官舊儀』や『唐六典』など、南閣祭酒という官職の實在を確かめる上で決定的な資料も共通に利用していた。二人は、阮元の幕府に入る前からの知り合いであり、許慎の官銜の問題に關して一緒に議論したのであるから、これらの一致が偶然的の符合であろうはずがない。當然、臧氏か洪氏のいずれかが先に見出したに相違ないが、二人とも誰が発見したかについては一言も述べていなかった。當時は、今日と異なり、學術上の新しい主張・發見を誰が先にしたか、ということに對する關心が希薄であり、學術上の優先權が問題となる場面が少なかったことがその一因だと考えられる。本稿の趣旨は、學術上の優先權をどちらに歸すべきか、という現代的な關心とは無縁であるから、その意味において二人の所説の順序を明らかにすることは、行なうべき價值のある作業ではない。ただ、臧庸と洪頤煊の場合に限って言うと、二人の所説の前後關係を明らかにすることは、清代における學術情報の傳達方式に關して、その一端の解明につながると思われるので、以下、考察を加えることにする。

許慎の官銜に關する兩者の著述の作成年月日だけを見ると、『漢官舊儀』『唐六典』などを引用した洪氏の二通目の手紙がまず五月十一日に書かれ、それを參考にして臧氏が六月二日に一篇の論文を作成したかに見える。しかし、孫

星衍への第二信の冒頭部分には、「後數日、臧君復た書を持して來たる」との、兩者の時間的前後關係に波紋を投げかける記述が存する。一通目の手紙を出した數日後に、臧庸が自身の考察の成果を書面に認めて持參して來た、というのである。洪氏はそれを讀んだ後、二通目の手紙を書いたのだから、臧庸の論文の完成は二通目の手紙が出されてから二週間ほど遅れるが、洪氏に示した草稿の段階で『漢官舊儀』『唐六典』などが利用されていた可能性も認め得る。ただし、右の記述だけでは二人の説の前後關係を逆轉させるには不十分であることも事實である。管見の限り、詒經精舎において、許慎の官銜の問題は、今まで取り上げた學者以外によつては論じられていないから、舎内の關係者だけを見ていては、『漢官舊儀』などの資料を先に檢出した者を見定めることはできない。

これまでは、詒經精舎關係者が行なつた許慎の官銜に關する考證について檢討を加えて來た。確かに許慎の官銜にまつわる問題は、許鄭の祀を準備する過程で浮上してきたものではあるが、果たしてそれ以前に同様の試みを行なつた者はいないのであるうか。

丁福保『說文解字詁林』巻首の「引用諸書姓氏錄」を見ると、『說文解字』を研究した學者が二百名あまりも列擧されている。この事實が物語るとおり、『說文』に對する研究は清代に入つてから急速に發展し、多くの學者がこの書物に取り組んだのである。これらの學者の中には、『說文』本體のみならず許慎の傳記にまで關心を寄せる者も當然いた。その一人に、本稿の冒頭で名が擧がつていた畢沅がいる。畢氏は、乾隆二十五年（一七六〇）に會試に合格し、官は湖廣總督に至り、『傳經表』『通經表』『山左金石志』『續資治通鑑』『墨子』『山海經』などの多方面にわたる書物を編集・校勘したうえで出版している。畢氏は、洪亮吉によつて、「一藝の長有るを聞けば、必ず幣を馳せて聘請し、惟だ其の來たらざるを恐る。來たれば則ち厚く之に給す」（『更生齋文甲集』巻四「書畢宮保遺事」）と稱されているよう

に、財貨を惜しまずに人材を求める幕主であつた。現在残っている多種多様な著作も、このようにして集められた人材の働きの結果生まれたのである。

『説文』に對しても畢沅の研究の手は及んでおり、『説文解字舊音』の著がある。この自序に許慎の傳記に關する考證が含まれている。試みに關連部分を掲げれば左のとおりである。

漢の許君愼、『説文解字』十四卷を作りて成り、其の子、召陵萬歲里公乘の沖、安帝の建光元年を以て、上書して之を獻ず。且つ云ふ、「臣の父、故の太尉南閣祭酒愼」と。攷ふるに、『後漢書』の許君の本傳に、但だ「郡の功曹と爲り、孝廉に擧げられ、浚長に再遷し、家に卒す」と云ふのみにして、太尉祭酒に及ばざる者は、缺くるなり。『漢舊儀』に曰く、「丞相、四科の辟を設く。第一科は、德行高妙、志節清白と曰ひ、西曹南閣祭酒に補せらる」と。又曰く、「東西の曹掾は比四百石、餘掾は比三百石」と。然らば則ち南閣祭酒は、太尉の西曹の掾史爲るなり。百官志に曰く、「太尉の掾史の屬二十四人」と。『漢書』に稱す、「周澤、太尉の議曹祭酒と爲る」と。所謂比三百石なる者は、是れか。

ここには、臧庸と洪頤煊が共通に用いていた『漢官舊義』と『後漢書』周澤傳が引用されている。この自序の末尾には、「乾隆四十有八年」（一七八三）の日附があるから、臧・洪の所論が提出されるより十七年前に書かれたものである。實は、同じ文章がすでに紹介した臧庸の「漢太尉南閣祭酒考」の附録に掲げられている。臧庸は、詁經精舍において議論が始まる前、すでに畢沅の文章を目にしていたのである。

とすると、『漢官舊義』に南閣祭酒という官職の存在を直接示す記述が含まれていることは、畢沅（ないしその幕友）が発見し、次に畢氏の自序を讀んだ臧庸が知り、さらに臧氏が洪頤煊に教える、という順で情報が傳わつたと考える

のが自然であろう。『唐六典』については、畢沅も言及していないから、臧庸の發見だと考えられる。したがって、臧庸の論文の方が洪頤煊の第二書よりも少し後に完成しているが、實際は、『漢官舊儀』『唐六典』などの重要な資料は、臧氏がもたらした書の中にすでに引用されており、それらを洪氏が利用して孫星衍に二通目の手紙を書いたと推測される。『漢官舊儀』について、臧庸は武英殿聚珍版によつて見たと斷つていたのに對し、洪頤煊は何によつて佚文の存在を知ったかを詳かにしていなかったことも、二人の所説の前後關係を示す一つの指標と見なせよう。『漢官舊儀』は、『續漢書』や『後漢書』の注などに斷片的な記述が引かれているが、南閣祭酒の存在を示す句は、武英殿聚珍版、あるいはその根本資料である『永樂大典』にしか見えないのである。

ところで、臧庸は畢沅の自序を如何にして見出したのであろうか。嘉慶二年（一七九七）に没している王鳴盛がすでに『蛾術編』卷十八「太尉南閣祭酒」において引用しているから、臧庸も通常の資料調査の中で同じ記述を検出したかに見える。しかし、『說文解字舊音』は、おもに畢沅の校注本を集めた『經訓堂叢書』に収録されているが、單行本としては流布していないようである。ということは、畢沅自序は基本的にこの叢書によつて見る他はないのであるが、官、内閣學士兼禮部侍郎に至つた王鳴盛ならいざ知らず、郷試にも合格していない臧庸が、全百六十七卷からなるこの叢書を簡單に所藏できたとは確言できない。なお、臧庸の經濟狀況については、第六節にて詳しく論じる。

右のように考えると、臧庸が畢沅自序に氣づくには、鈔本によつたなら話は別であるが、そうでないとすると、他の學者に『經訓堂叢書』を見せてもらうしかないのであるが、臧庸の知人にこの叢書を確實に藏している者がいた。それは他ならぬ畢沅である。臧庸は、湖廣總督にまで至つた畢沅と個人的なつながりを持っていた。そのことは、畢沅が乾隆五十四年に校刊した『呂氏春秋』に卷頭に附載されている「書内審正參訂姓氏」、すなわち校勘協力者のリス

トに臧庸の名が見えることから、まず分かる。次に、阮元『擘經室二集』卷六「臧拜經別傳」を見ると、「五十八年、……錢公・王公、拜經を湖廣總督の畢公沅に薦むるに、其の孫蘭慶に經を授けしむ」とあり、臧氏が錢大昕と王昶の推薦を受け、乾隆五十八年（一七九三）から畢沅の孫の家庭教師をしていることが確認できる。さらには、臧庸『拜經堂文集』卷三「上畢纘衡制府書」の末尾に、畢沅から寄せられた書簡が六通も附載されており、その文中で畢沅が自身のことを「弟沅」稱していることから、兩者の交情の深さが窺われる。

前掲吉川氏「年譜」によると、臧庸は乾隆五十八年から嘉慶元年にかけてしばしば畢沅の下に身を寄せているから、この期間は幕友であつたと考えられる。そして恐らく、その間に『說文解字舊音』を手につつたのであろう。書名から判断すると『說文解字舊音』の延長線上にあると思しい『說文舊音考』三卷を臧庸が著していることは、⁽⁴⁹⁾原著者の畢沅からこの書物を示されたと推測することすら可能にする。ここまでの推測が正しいとすると、臧庸が公府の掾のことを記すのに「掾」字を用いていたことについても、それは幕主の畢沅が同じ文字遣いをしていた影響だとある程度合理的な説明を下すこともできる。

話は變わるが、臧庸は道藏本『淮南子』に「漢太尉祭酒許慎記」との表現が見えることを指摘していた。卑見によれば、この発見も幕府を仲立ちとして情報傳達が行なわれた可能性が少なくない。すなわち、畢沅の幕府に乾隆四十⁽⁵⁰⁾六〜五十三年（一七八一〜一八八）まで滞在していた洪亮吉（字は稚存。一七四六〜一八〇九）は、在幕中の乾隆四十九年に完成させた『漢魏音』に對する自序（『卷施閣文甲集』卷八）の中で、つとに同様の指摘を行なっているのである。洪亮吉は、「與盧學士文弼論東脩書」（『卷施閣文甲集』卷八）において、臧庸が『論語』鄭玄注の輯本を作り、その中で「東脩」の二字に關して獨自の説を提示しているが、それには納得しかねることを臧庸の師である盧文弼に傳えて

いる。⁽⁵¹⁾ 對して臧氏は、『拜經堂文集』卷三「答洪稚存太史書」によると、乾隆五十四年に洪亮吉に手紙を出し、自分の『論語鄭注の輯佚の仕事を校勘してくれたことに謝意を表わしつつ、洪氏の指摘の中、納得しかねるものに關して反論を試みている。したがって、在幕期間は重ならないが、二人は學問上の知り合いだと言つても良く、臧庸が道藏本『淮南子』について、洪亮吉から直接聞いたか、あるいは洪氏の『漢魏音』自序を読んで知つた可能性は低くないであろう。⁽⁵²⁾ なお、經訓堂本『呂氏春秋』卷頭には、校勘を手傳つた學者のリスト「書内審正參訂姓氏」があり、その中には、盧文弨と洪亮吉の名が見えるから、盧文弨までもが畢沅の幕友であつた可能性が高い。

かくして、臧庸と畢沅の關係が明らかになると不思議に思われるのは、孫星衍のことである。孫氏は、乾隆四十五年（一七八〇）から、會試に合格する五十二年まで畢沅の幕友であつた。法式善『陶廬雜錄』卷四、第三十三條を見ると、孫星衍は、畢沅が刊刻した十六種の書物の校正を洪亮吉と一緒にかなりの部分を擔當しており、一群の書物の中に『說文解字舊音』が含まれているのである。⁽⁵³⁾ にもかかわらず、孫氏が考證の中で畢沅の説に觸れていないのは不可解である。何か引用するのに憚られる理由があつたのであろうか。

本節における考察を通して、許慎の官銜を定めるための重要資料である『漢官舊儀』が、まず畢沅幕府にて發見され、ついでこの幕府に屬していた臧庸が異動するに伴い、その學術情報が畢沅幕府から阮元幕府へ傳達され、考證の材料として活用されたことがわかつた。ここに、幕府を通じた人間關係が學術情報の傳達を支える役目を擔つたことが窺われるが、この點については、後段の考察を通してさらに明らかとなるであらう。

六、臧庸と洪頤煊が置かれていた境遇

前節までに登場した學者は、臧庸と洪頤煊を除いて、いずれもすでに科擧の會試に合格して進士となっていた。これらの言わば立身出世を遂げた學者と比べると、郷試にも合格していない臧氏と洪氏は、社會的な地位はもとより、經濟的な面において著しく劣った状況に在った。阮元の庇護を必要とするという點では共通していた二人ではあるが、幕府内にて學術上の相談を持ちかけて來た孫星衍に對する對應は、異なっていた。もちろん、問いかけられた問題に對しては、それぞれ獨自の考證の成果をもつて應えたものではあるが、問題はその後である。臧庸は、さらに考察を進めて一編の論文を書き上げたのだが、洪頤煊は同じテーマを扱った手紙を全部で三通も寄せるなど孫星衍とのつながりを深めようとしていたかに見受けられるのである。三通目の手紙は、孫星衍が阮元の幕府を出た後に出されている、という事實は、その證左である。必ずしも恵まれた環境に在るとは言えない二人の學者に見られるこの態度の違いをもたらししたのは、何であろうか。

これまでは、臧・洪の兩氏を阮元幕府内に屬する學者として同様に扱ってきたが、幕府に入る前の『經籍纂詁』編纂時の地位を比べてみると、臧庸は總纂、洪頤煊は分纂三十一名のうちの一人、と隔たりがあった。常識的に考えると、この隔たりが幕府における二人の待遇に反映されるに相違ない。すると、受けた待遇の相異が孫星衍に對する姿勢に影響したと考えることは、あながち憶測とも言ひ切れまい。そこで、本節では、臧庸と洪頤煊が置かれていた境遇、それに加えて、彼らが阮元や孫星衍とどのような關係を築いたかについて考察を加え、科擧合格前の知識人にとつ

て幕友という地位が持っていた意味について、その一端を解明してみたい。

(イ) 阮元と洪頤煊・臧庸

阮元は、巡撫として赴任するより以前、乾隆六十年（一七九五）から嘉慶三年（一七九八）にかけて學政として浙江に駐在している。洪兄弟のことを知ったのは、當時のことであった。張寅等修『臨海縣志』卷二十一、儒林傳「洪頤煊」に、「頤煊・震煊、共に經學を以て知を學使の阮元に受け、檄もて杭州に調せられ、敷文書院に肄業す」と記されているように、阮元は、經學に優れた兄弟を杭州に呼び寄せ、敷文書院で學業に従事させた。それだけでなく、『經籍纂詁』の編集にも携わらせた。兄弟の仕事ぶりに對する評價は、『定香亭筆談』卷二に見える阮元の言葉、「臨海の洪頤煊・震煊兄弟は篤學の士なり。余嘗に謂へらく、台郡の能く讀書する者、惟だ此の二人のみ」から窺うことができる。學政として浙江に赴任した時の雜事を記し、嘉慶五年に刊行したこの書物の中で、洪兄弟を臨海縣台郡が生んだ俊秀と絶賛しているのである。ただ、後に編纂される『十三經注疏校勘記』では、震煊だけが禮記を擔當していることから察するに、兄よりも弟の方がその能力を買われたようではある。

詁經精舍における洪兄弟の地位について調べるために、『詁經精舍文集』卷頭所載の名簿を見ると、二人は、「講學之士」の中に組み入れられている。「講學」というからには講義を擔當したかに見えるが、實はそうではない。『左傳』昭公七年「孟僖子不能相禮、乃講學之（杜注：講、習也）」が例として挙げられるように、この場合の「講學」は、「學習」の意味で使われている。なぜなら、同じく「講學之士」に名前が見える邵保初は、「詁經精舍崇祀許鄭兩先師記」（『詁經精舍文集』卷三）において、「保初は精舍の生徒爲り」と述べて、自分が學生であることを明言しているのであ

る。

これは孤證であるから、もう一つ證據を挙げると、錢泳（一七五九—一八四四）の『履園叢話』卷二十三「詰經精舍」には、「舍中肄業諸生」と題して舍内の受業生三十數名が列擧されているが、その筆頭に洪頤煊・震煊の兄弟の名が見える。錢氏は、文中で「余、湖の上に遊ぶ毎に、必ず精舍に至りて、盤桓すること一兩日」と述べているように、しばしば詰經精舍に滞在していたのだから、その發言の信頼性は極めて高い。したがって、洪兄弟が學生であつたことは確實である。

詰經精舍における學生の待遇に關する詳しい記録は残っていない。ただ、阮元が嘉慶二十五年（一八二〇）に巡撫として廣東に赴任した時に設立した學海堂の學生の待遇については、ある程度調べがつくので、それを參考にしてもよい。阮元の息子阮福は、『雷塘庵主弟子記』卷五の中で、學海堂では、與えられた課題に對して優れた答案を書く、奨學金が一月あたり銀一兩支給されたので、次第に佳作が増えて學生も課業に精勵し始め、時には秀作一編に對して數ヶ月分の奨學金が與えられることもあつた、と説明している。⁽⁵⁶⁾阮福は、「學海堂にて課を加ふるは、浙に撫する時に立つる所の詰經精舍の例に仿ひ、専ら經史詩文を課す」とも述べ、學海堂と詰經精舍とは同様の性格を持った書院であることを示しているから、學生の待遇に關しても兩書院の差異はほとんどなかつたものと推測される。すると、詰經精舍において、毎月優秀な答案を書いて奨學金を得たとしても、一年間の収入はせいぜい十二兩である。

家庭の經濟狀況に目を向けてみると、洪頤煊の父は縣の學校の教諭であつた。『清朝通典』職官十七によると、各縣の儒學教諭は、八品官であり、年俸は、銀四十兩、米二十石である。家が豊かでなかつたことは、兄弟が僧寮で勉強し、夜はそこで燈明を借りて讀書したことから窺われる。長兄の坤煊が乾隆五十七年（一七九二）の鄉試に合格して、

家運が好轉する兆しが見えたこともあったが、合格發表後わずか十日あまりでその坤煊が亡くなる、という不運に見舞われ、すべてが水泡に歸した。⁽⁵⁷⁾したがって、詒經精舍入舍時に三十五歳だった洪頤煊は、經濟的な自立を迫られていたと考えられる。

洪頤煊は、詒經精舍の學生であつて、阮元の幕友とは言えないが、『經籍纂詁』の分纂者となつたり、阮元の幕友の孫星衍から相談を受ける、という點では、「準幕友」と稱するのが適當だと言えそうである。もつとも、かりに幕友として採用しようとしても、洪頤煊は地元出身者であるため廻避の規定に抵觸するから、原理的に阮元が浙江省に居る間、幕友となることは困難ではあつた。これに對して、臧庸の地位や經濟狀況はどうであつたか。

臧庸は、乾隆五十九年（一七九四）の秋、幕主畢沅の官署がある武昌（湖北省）に向かおうとしたとき、劉台拱（一七五一―一八〇五）から、畢氏が山東巡撫に左遷されて武昌を發つたことを教えられた。さらに、山東へ行くからには、自分の同郷にして學友である阮元を訪ねるように勧められ、「臧君の學問、特だに英年の士に僅かに見ゆるのみに非ず、即ひ之を前輩中に求むるも、亦多くは得べからず」（阮元『小滄浪筆談』卷四）との美辭に溢れた推薦状を手渡された。臧庸は、それを携えて阮元に謁見して、知遇を得たのである。⁽⁵⁸⁾阮元は、五十八年から山東に學政として赴任していたところ、翌年八月に畢沅が山東巡撫として赴任してきたから、兩者は政務を遂行する上での協力關係にあつた。そのみならず、さらに翌年のことであるが、元配の江氏を亡くしていた阮元が衍聖公孔昭煥の孫娘の孔璐華を娶つたとき、その仲人となつたのが畢沅であつた。

このように極めて親密な關係にあつた畢・阮の兩氏であつたが、乾隆五十九年の時點で、畢沅は六十五歳と老境に差し掛かつており、政界からの引退も遠くないことは目に見えていた（實際、三年後に死去している）。したがって、

臧庸に新たな働き場所が必要になることは必定であった。對する阮元は、當時三十一歳。三年前、翰林院や詹事府に屬する官員の考查試験である大考が實施された時、その答案を讀んだ乾隆帝から、「意はざりき、朕、八旬の外、又、一人を得んとは」(『雷塘庵主弟子記』卷一)と絶讃されたほど前途有望なエリート官僚であり、優秀な幕友を必要とする時期に差し掛かつていた。阮元の姻戚であり、かなり前から個人的に臧庸の面倒を見ていた劉台拱は、色々な事情を勘案して臧庸を阮元に紹介したのだと推察される。臧庸と阮元との關係を示すと思われる事柄を年月順に並べ、箇條書き風に示してみると左のとおりである。

①乾隆五十九年(一七九四) はじめて相會つた時、阮元から『華嚴經』の音義について質問されたのを受けて、臧庸が手録本を示したところ、刊行するに値すると賞賛され、北藏版を渡され、校勘するように依頼された。⁽⁶¹⁾

②乾隆六十年『毛詩』鄭箋の補訂をしていた阮元がダイジェストを郵送して疑義を尋ね、臧庸がそれに答えた。⁽⁶²⁾

③嘉慶二年(一七九七) 臧庸、浙江學政である阮元の府署に寓する。⁽⁶³⁾

④嘉慶三年 阮元から主編として『經籍纂詁』の編集に協力することを求められた臧庸は、四月から八月までかけて完成させる。⁽⁶⁴⁾

⑤嘉慶四年 臧庸の高祖臧琳の著作、『經義雜記』三十巻の出版費用を阮元が援助する。⁽⁶⁵⁾

⑥嘉慶五年 臧庸、浙江に巡撫として赴任した阮元から、『經籍纂詁』の補訂作業などをするために招かれる。⁽⁶⁶⁾

⑦嘉慶六年 阮元、『十三經注疏校勘記』の編纂作業に加わるように臧庸に依頼する。⁽⁶⁷⁾

⑧嘉慶七年 九月に、擔當分である『周禮』『公羊』『爾雅』の各注疏の校勘が終わり、臧庸が自宅に戻る。⁽⁶⁸⁾

- ⑨嘉慶十年 臧庸、阮元のために『經郛』（『皇清經解』の前身）を校讐する。⁽⁶⁹⁾
- ⑩嘉慶十一年 父の喪に服する阮元宅に臧庸が来て寄宿する。⁽⁷⁰⁾
- ⑪嘉慶十二年 臧庸が阮元に招かれて杭州に行き、府署にて讀書する。⁽⁷¹⁾
- ⑫嘉慶十三年 阮元に依頼されて、臧庸が『劉台拱遺書』八卷の校訂をする。⁽⁷²⁾
- ⑬嘉慶十六年 臧琳が國史儒林傳に傳を立てられることの確約を前總纂の陳壽祺から得ていたが、陳氏の死後、新たに總纂となった阮元が讒言に惑ってはずそうとしたので、臧庸が辯明書を書く。⁽⁷³⁾ 同年、臧庸死去。
- ⑭嘉慶二十五年 臧庸の息子の臧相が父の原稿を持って阮元に謁見すると、阮元は臧庸の『拜經日記』十二巻を出版した。⁽⁷⁴⁾

右に掲げた諸事實から、臧庸は、嘉慶二年に浙江學政の阮元から招かれて『經籍纂詁』の編集責任者となつてから、嘉慶十六年（一八一二）に没するまで、阮元が企畫する様々な編纂作業に従事し、そのことによつて愛顧を受けつづけたことがわかる。⁽⁷⁵⁾ 孫星衍が經史の校正や子供の教育に當たらせるために、長い間、臧庸を招きたいと望んでいた、⁽⁷⁶⁾ という事實は、裏返せば、臧庸と阮元の結びつきが他者の容喙を許さぬ程に強固であつたことを示しているとは言えないだろうか。以下、臧庸の幕友としての収入状況について分析を加えてみよう。

臧庸が阮元から得ていた手當がいくらであつたか、それを示す資料は残っていない。もつとも、臧庸に限らず、幕主と幕友が一般的にどのような契約を結んだか、その實態は不明の部分が多い。近年、高浣月氏がその著作において、清の孫慶『寄食須知篇』（手抄本、北京圖書館藏）の中に示されている「請師爺式」、すなわち幕主と幕友（「師爺」は

幕友の異稱」との間で交わす契約書の書式を引用しており、幕友を採用する場合には契約書を取り交わしたであろうことが明らかにした。「請師爺式」によると、給金については、「歳奉」と稱されているから、一年契約であることが知られ、支給方法については、「按月致送」とあるから、月拂いだったことがわかる。基本給のほかに食費も支給されたことや、契約の際には、聘金、すなわち契約金を用意したことも記されている⁽⁷⁸⁾。ただし、「請師爺式」はあくまでも個々の契約に應じて金額や日附などを書き込むための書式であるから、契約方法はある程度分かっても、幕友の年收をこの資料から知ることができない。そもそも、この「請師爺式」がどの程度汎用性を持っていたかすら、現時点では未解明である。

清代幕友の収入水準については、張仲禮氏が『中國士紳の收入』の中で年收の具體的な數字の推算を試みている⁽⁷⁹⁾。張氏の推計によると、州縣レベルの幕友の平均年收が銀二百五十兩、省レベルの幕友が銀千五百兩、幕友全體の平均年收は銀五百六十兩である⁽⁸⁰⁾。しかし、張氏が提示する平均値は、十分なデータにもとづいていないばかりでなく、假定の上に假定を重ねているので、本人も「甚だ大まかな算出である (These estimates are very rough)」(同書八十六頁)と認めている底のものである。張氏が利用している資料の多くが清末期のものである、という問題もあるから、算出された平均値を臧庸が生きた清代中期の幕友に當てはめることはできない。

清代の幕友の収入水準を示す有力な資料として引かれることが多いのが、冒頭で紹介した汪輝祖の文章である。汪輝祖(一七三〇～一八〇七)は、三十九歳の時に郷試に合格し、七年後に進士となっているが、それまで二十年以上も幕友の仕事に従事しており、有能な幕友として世に知られていた。幕友の心得を説いたその『佐治藥言』は、當時のベストセラーであった。この書物は、詒經精舎が開かれる十五年前の乾隆五十年(一七八五)に刊行されているか

ら、汪輝祖が説明している幕友の所得水準を臧庸に當てはめても大過は無いと思われる。いささか餘談めくが、臧庸と汪輝祖が交流を持っていたことも、臧氏の文章から確認できる。⁽⁸¹⁾

『佐治藥言』（不分卷）には、幕友の収入に關して、ある程度、具體的な數字を示す記述がいくつか見える。試みにその中の二條を示してみよう。

童子の師と爲るは、歲脩、數十金に過ぎず。幕脩の入る所、或いは數倍し、或いは十數倍す。（自所宜潔條）

寒士の、徒に課する者、數月の脩、少なきは數金に止まり、多きも亦十數金に過ぎず。……游幕の士、月脩、或いは數十金に至る。（範家條）

家庭教師となったり私塾などで教師を務めるのは、讀書人にとって最も就きやすい職業の一つであるが、それだと一年でせいぜい數十金程度の収入しかない。對して幕友になると、その數倍、十數倍もの年收が得られる、というのである。ただし、この收入水準が幕友一般に當てはまるかというと、そうでもないことは、「勿輕令人習幕」條に、「惟だ刑名・錢穀のみ、歲脩、較べて厚く、餘は則ち百金内外に過ぎず、或いは四、五十金に止まる者あり」とあることから察知できる。幕友の中でも、刑名や錢穀などの重要な任務に従事する幕友だけが厚遇を受け、他の幕友は、年收百金程度、人によつては四、五十金止まりのこともあるというのである。ここに示されている百金という年收がどの程度のものかについては、同じ「勿輕令人習幕」條に、百金から必要經費を除くと、家に送金できるのは、六、七十金に過ぎず、八人家族では糊口をしるのける程度だ、というような説明がなされている。⁽⁸²⁾ 上掲の張仲禮氏の推計値とはかなり異なるが、これが臧庸當時の幕友一般が受けた報酬の實情を表わす數字だと思われる。

ここで問題となるのは、臧庸のように學業專従の幕友が刑名・錢穀擔當の幕友相當の厚遇を受けていたのか、それ

とも他の一般の幕友と同等の扱いを受けていたのか、ということである。以下に示す二つの事例によれば、臧庸は一般の幕友程度の経済状況にあったと推測される。一つ目は、嘉慶六年（一八〇二）、臧庸と弟の禮堂は、阮元から幕友として招かれたが、兄弟二人が親の世話に係り切りだと、外で生活費を稼ぐ者が居なくなり、二人とも幕友として出游してしまうと、食事の世話も含め、親に孝養を盡くす者が居なくなってしまうと考えた禮堂が、斷わってくれるよう兄に頼んでいること。⁽⁸³⁾二つ目は、その翌年の嘉慶七年からさらに翌年の嘉慶八年にかけて、臧庸が一家の困窮を救うために學業を廢して家業の商賣に従事していることである。⁽⁸⁴⁾臧禮堂が阮元の申し出を斷つたのは、兄弟が二人とも幕友として出仕しなくても一家の生活が一應成り立つと、當初は考えられたからであり、臧庸が阮元の下を辭して家業の商賣に従事したのは、やはり幕友としての収入では生計が維持できないことが明らかになったからであろう。すると、臧庸が阮元から得ていた給金は、「八人家族では糊口をしる程度だ」と汪輝祖が稱していた年間百金程度、つまり、一般の幕友相當の水準であったことが推測できる。それでも、一介の學生である洪頤煊よりは経済的にかなり恵まれていたと言える。

ともに孫星衍から許慎の官銜に關して諮問を受けた洪頤煊と臧庸ではあるが、二人が置かれていた経済状況にはかなり隔たりがあった。特に洪頤煊に關しては、詒經精舍があくまでも阮元の個人的な教學機關であり、浙江巡撫の任務を終えて他省へ轉任すると閉鎖されるはずのものであった、という事情も考え併せる必要もあろう。⁽⁸⁵⁾臧庸は、阮元の新たな赴任先でも幕友として雇われることが期待できるのに對して、洪氏にはそのような保證は全くなかったのである。経済的に甚だ不安定な學生の洪頤煊と、これから公務に復歸せんとする大學者の孫星衍、許慎の官銜をめぐって議論を交わした二人はどのような關係を築いて行くのであろうか。

(口) 孫星衍と洪頤煊・臧庸

孫星衍と洪頤煊とがいつ知り合ったかについては、孫氏の事蹟を記録した基本資料である張紹南『孫淵如先生年譜』を見ても知り得ないが、洪氏の文集である『筠軒文鈔』に孫氏が寄せた序文(『平津館文稿』卷下所收)から察することができる。孫氏はその中で、「予、浙中に主講たりしとき、中丞及び王蘭泉少寇と、古學を以て詒經精舍の諸生に課す。兩洪氏の、古書を撰著すること尤も多きを見る」と述べているから、詒經精舍にて始めて洪頤煊・震煊の兄弟のことを知り、優秀な學生として認識したわけである。

舍内で講師から出された課題に對する學生の文章を集めた『詒經精舍文集』を見ると、洪兄弟が書いた文章は、二十四編収録されている。もっぱら考證的な論文を集めた卷一から卷三、及び卷五から卷十二の範圍には、全部で二百七編(主講の程文を除く)が収録されているから、兄弟二人でその一割程度を占めている。『詒經精舍文集』が出版されるまでの期間、在籍した學生は九十名を越える(卷頭の名簿による)から、この一割というのはかなりの占有率と言える。また、卷四には、舍内で出された策問に對する答案が收められている。この卷に収録されている文章は、作者が連名になっていたりして占有率が算出し難いが、やはり洪兄弟の名が散見する。

かように意欲的に學習成果を發表し續ける兄弟二人の姿が孫星衍の目に止まったであろうことは、想像に難くない。洪頤煊の方からすると、すでに一家を成しており、服喪期間が終了すると公務に復歸するに違いない孫氏とのつながりを深めることは、自分の研究生生活を維持發展させる上で少なからぬ利點があるから、積極的に自己を賣り込んだのであろう。その手段の一つが繰り返し三通も書いた手紙だったのではなからうか。

孫星衍は、嘉慶五年九月に喪が明けた後も、高齢の親がいるためすぐには公務に復歸せず、『年譜』によると、嘉慶

九年に山東督糧道に就任している。孫星衍と洪頤煊との關係は、孫氏の著作の自序や洪氏が附した序文などからその一端が窺われるので、それらを整理したものを一覽表にして左に掲げる。

編集を手傳った書物	完成年月	典據
竹書紀年	嘉慶七年三月	洪頤煊序 ⁽⁸⁶⁾
黃帝龍首經	嘉慶十年	洪頤煊序 ⁽⁸⁷⁾
琴操	嘉慶十年	『琴操』各卷末葉附記 ⁽⁸⁸⁾
魏三體石經遺字考	嘉慶十一年一月	孫星衍自序 ⁽⁸⁹⁾
燕丹子傳	嘉慶十一年一月	孫星衍自序 ⁽⁹⁰⁾
牟子	嘉慶十一年一月	洪頤煊序 ⁽⁹¹⁾
尚書今古文義疏	嘉慶十一年六月	孫星衍「洪筠軒文鈔序」 ⁽⁹²⁾
續古文苑	嘉慶十二年二月	孫星衍自序 ⁽⁹³⁾
平津館鑒藏記	嘉慶十三年四月	孫星衍自序 ⁽⁹⁴⁾
平津讀碑記	嘉慶十六年八月	洪頤煊序 ⁽⁹⁵⁾
尚書今古文注疏	嘉慶二十年	孫星衍凡例 ⁽⁹⁶⁾

右の表を見て気がつくのは、嘉慶十年、すなわち孫星衍が山東に赴任した翌年から、洪頤煊が編集を手傳う仕事量が目立って増えていることであり、孫氏の多様な著述活動を支えた幕友の一人が洪氏であったことがわかる。逆に言う、洪氏はそれだけの信用を得たわけであり、三通の手紙を含む働きかけは見事に功を奏したのである。この表では、孫星衍から委嘱を受けて従事した最初の仕事が嘉慶七年完成の『竹書紀年』だということになるが、ひよつとしたら、孫氏のために働き始めた時期はそれより遡るかも知れない。というのは、孫星衍が編纂した『平津館叢書』には洪頤煊が校訂した『穆天子傳』が収録されており、巻頭の洪頤煊自序は、詒經精舍において嘉慶五年六月三日に書かれているのである。⁽⁹⁷⁾ この自序に孫星衍に關する言及は見られないが、『平津館叢書』は基本的に孫氏の著作物が集められており、その意向を汲んで校訂をした可能性⁽⁹⁸⁾がある。もしそうだとすると、洪頤煊は五月十一日に書いた二通目の手紙を出した直後に、孫星衍とある程度の信頼關係を築くことに成功したことになるが、今は一つの可能性として指摘するにとどめる。

洪頤煊ほどではないが、臧庸も孫星衍の著作の編集を手傳っている、その點を少し補足しておこう。『尚書今古文注疏』凡例には、校讐を擔當した者の一人として臧庸の名が挙げられている(注96を参照)。張紹南『孫淵如先生年譜』によると、臧庸は嘉慶十五年の順天鄉試受験のついでに孫星衍の府署に立ち寄った際、頼まれて『管子』や『史記天官書考證』の校定に従事している。その時、後の『尚書今古文注疏』の一部を構成すると思しい「臯陶謨義疏」を孫星衍から渡されているから、『尚書今古文注疏』の校讐を手傳ったのは、嘉慶十五年か、あるいはそれから翌年に没するまでのことであろう。⁽⁹⁹⁾ これらの事實から判斷すると、一時的に幕友であったようでもあるが、洪頤煊のように恆常的に孫星衍の庇護下にあったわけではない。

なお、凡例を讀むだけでは、編集期間が乾隆五十九年（一七九四）から嘉慶二十年（一八一五）まで及ぶ『尚書今古文注疏』に洪頤煊が關つた期間が判然としない。ただ、すでに論じたとおり、二人が相知つたのは嘉慶五年の詒經精舍においてであり、先に列舉した序文などからわかるように、洪頤煊が孫星衍の幕友として本格的に編集の手助けをするようになるのは嘉慶十年以降であるから、『尚書今古文注疏』編集への参加もそれ以後のことになることは疑いを容れない。

本節の考察の締め括りとして、その後の阮元と洪頤煊との關係を補足しておこう。張寅等修『臨海縣志』卷二十一、儒林傳「洪頤煊」を見ると、「適_レ阮元、兩廣を督するに、頤煊の、吏才短にして文學優なるを知る。之を延きて幕に入れ、經を諷り史を諳りて以て常と爲す」と記されている。阮元が嘉慶二十二年（一八一七）に兩廣總督として廣州に赴任した時に、經史の諸問題に關する相談役として洪頤煊が入幕した、というのであるから、その時になつてようやく阮元の幕友という地位を得たのである。當時、洪頤煊は廣東東羅定州州判という官職についていたが、阮元の見るところ、洪頤煊は學究の徒で、吏治には向いていなかったものである。今回の赴任先は、洪氏の地元の浙江省ではないから、廻避の規則を省みる必要がなかったことは言うまでもない。なお、孫星衍は同じ年の正月に亡くなった。

七、孫星衍幕下の學者の議論

これまでは、阮元幕府を中心に考證の變遷をたどつて來たが、この問題を究明する試みは、阮元の幕府内にて完結したわけではなかった。阮元の幕友であつた孫星衍は、嘉慶九年（一八〇四）に山東督糧道に任じられると、今度は

自身が幕府を構えるようになり、洪頤煊の他にも幾人かの幕友を招いて主に古典籍の校勘を中心とする學術的な作業に専従させた。これらの學者の中には、許慎が就いた官職の問題に關心を寄せる者もいた。本節では嚴可均と龔正燮の考證を紹介し、阮元幕府の議論が孫星衍幕府にどのように影響したかについて考察を加えることにする。

嚴可均（字は景文、號は鐵橋。一七六二—一八四三）と孫星衍とのつながりがいつ生じたか確定できないが、汪宗衍『清顧千里先生廣圻年譜』嘉慶九年條に、孫氏が宋小字本『說文解字』の重刊を企畫した際に、招かれて文字の校正に當ったとあるから、孫星衍が公務に復歸したこの年までにはつながりができていたのであろう。その後、孫星衍の編著に關しては、嘉慶十一年一月に出版した『魏三體石經遺字考』⁽¹⁰⁾、それに嘉慶十六年に着手し編集期間がほぼ六年に及ぶ『孔子集語』に嘉慶十九年から協力しており、時期は不明だが、『北堂書鈔』の校勘も手傳っている。⁽¹¹⁾このほか、嚴可均『鐵橋漫稿』卷三「荅徐星伯同年書」には、七十三種千二百五十一卷にのぼる嚴可均の著作目錄が掲載されており、その中に未刊ではあるが孫星衍との共著として『三禮圖』三卷と『諡法』三卷の二點が挙げられている。これらの事實から、嚴氏が孫星衍の幕友であつたことが確認できよう。

嚴可均は、嘉慶十一年十一月、平津館において「許君事蹟考」を著している。平津館とは、孫星衍が山東督糧道として赴任した時に住んでいた公館の名であるから、嚴氏がこの文章を書いた時は、孫氏の幕友として活動している最中であつた。この「許君事蹟考」は、『後漢書』許慎傳に書き補うべき斷片的な文章を竝べ、それぞれの記載の下に自身の考證を注釋の形で附する、という體裁を取っている。その中で許慎の官銜に關わる部分三カ所を見てみよう。まず、「十二年正月艸說文竟」句下の注には次のようにある。

許君、郡の功曹より孝廉に擧げられ、太尉南閣祭酒に補せらる。本傳に云ふ所の再遷なる者は、此れ其の一遷な

り。……百官志の太尉の掾史の屬に、黃閣有り、又、閣下令史有り。蓋し閣下は即ち南閣、令史は即ち祭酒。胡廣の漢官注に、「祭酒は、一位の元長」とあり。『漢官舊儀』に、「丞相、四科の辟を設く。第一科を德行高妙、志節清白と曰ひ、西曹南閣祭酒に補せらる」と。蓋し許君は第一科に擧げらる。

ここに引かれている資料は、すべて紹介済みであり、個々の記載に對する説明はもはや不要であろう。嚴可均も洪頤煊同様、南閣祭酒は太尉府の令史がなるものと考えている。閣下を南閣、令史を祭酒のそれぞれ異稱と考え、南閣祭酒を『續漢書』百官志の記述に見える閣下令史に同定することがその所說の特徴と言えるが、洪頤煊の説とさほど隔たりがあるわけではない。ついで、「建光元年……古文說一篇」句下の注には次のようにある。

百官志に、「縣、萬戸以上を令と爲し、滿たざるを長と爲す。縣の大なる者、令千石を置き、其の次は長四百石を置き、小なる者、長三百石を置く。漢の舊注に、公の令史は百石、中興より已後、石數を説かず」と。蓋し仍ほ百石なり。許君は孝廉を以て百石に除せられ、百石を以て三四百石に除せらる。故に本傳に「再遷」と云ふ。

任官順序についても、洪頤煊と同様の判斷を示し、まず孝廉に擧げられた後、ついで南閣祭酒、校長の順に昇進したのであり、この順序が『後漢書』本傳に見える「再遷」という表現と合致すると考えている。最後に「許君蓋卒于桓帝朝」句下の注を見ると次のようにある。

西南夷夜郎傳に云ふ、「桓帝の時、牂柯の人尹珍、自ら荒裔に生まれ、禮義を知らざるを以て、乃ち汝南の許愼・應奉に従ひて經書・圖緯を受く」と。計ふるに、桓帝元年は、上、建光元年の許沖の、説文を上る時を距つること、已に二十七年。是れ許君の壽、當に八十餘を以て斷を爲すべし。

『後漢書』夜郎傳をもとに、許愼は、尹珍に學問を教えた桓帝の建光元年（一四七）ころ、八十あまりで亡くなった

と結論づけるが、これも洪頤煊の所論とほとんど變わらず、卒年が若干高めになっている程度の違いしかない。

結局、嚴可均の考證は、少なくとも許慎の官銜に關する部分については、新たな資料を發掘しておらず、それ以前の學者、特に洪頤煊の研究成果をほとんどそのまま利用しただけに過ぎないとも言える。見方を變えたと、阮元幕府での研究の蓄積がそのまま孫星衍幕府に傳達されたのである。清末の金鉞が、諸可寶（一八四五～一九〇三）の『許君疑年錄』に寄せた序文において、「烏程の嚴氏、首めて『許君事蹟考』を作り、其の後を繼ぐ者、皆、嚴氏の說を離れず」と評しているように、嚴可均の考證の成果は、許慎の傳記研究における基本資料となつたようである。されど、このように絶賛される嚴氏の仕事も、實は阮元幕府における研究成果を轉用した部分がかなりを占めていたのである。その意味で、阮元幕府内の議論が後代に及ぼした影響は小さくなかつた。

俞正燮（字は理初。一七七五～一八四〇）が孫星衍と出會つた時のことは、張穆『癸巳存稿序』に、「理初、年二十餘に方りて、其の業とする所を負ひ、北して孫淵如觀察に袁州に謁す」と述べられているが、具體的に何歳の時のことであるかは示されていない。前述のとおり、孫星衍が山東袁沂曹濟道の職を辭したのが嘉慶五年（一八〇〇）、俞正燮が二十五歳の時であるから、その頃までには、兩者は相知つていたものと推測される。⁽¹⁰⁶⁾ 幕府内での俞正燮の活動は、孫星衍が左丘明の末裔を朝廷が保護を與えて學業に従事させる世襲博士に立てようとした時、その主張を裏づけるために、「左邱明子孫姓氏論」「左山攷」「左邱名墓考」⁽¹⁰⁷⁾の諸論文を書いたことや、『古天文說』二十卷の編集を手傳つて⁽¹⁰⁸⁾いることが知られる程度であり、孫氏からさほど重用を受けた形跡はない。ただ、幕府内に居た嚴可均との交友が後々まで續いたことは、道光十四年（一八三四）に嚴可均が徐星伯に宛てた手紙に、「去冬及び今夏、屢しば理初を見る」

と綴っていることから推察される。

兪正燮も許慎の官銜にまつわる問題について論文を書いている。それは、『癸巳存稿』卷七「書後漢書夜郎傳後」であり、末尾の附記によると、道光二年（一八二二）三月二十日に書かれたものである。兪氏はその劈頭において徳清の蔡壽昌（字は爾眉。一七九七⁽¹⁸⁾）から聞いた話として、以下の所説を提示する。

范書の夜郎傳に、「桓帝の時、牂柯の人尹珍、自ら荒裔に生まれ、禮義を知らざるを以て、乃ち汝南の許慎・應奉に従ひて經書・圖緯を受く。學成り、郷里に還りて教授す。是に於て南域に始めて學有り。珍、官は荊州刺史に至る」と。注に、『華陽國志』の「尹珍、字は道眞、母斂の人なり」を引く。『說文』序の成るは、和帝の永元庚子に當たり、桓帝初めの丁亥に至るまで四十八年。是れ許君は安帝の建光元年辛酉を以て卒するに非ざるなり。許君は蓋し長壽にして、桓帝の時に至るまで、猶ほ能く教授す。

許慎の卒年に關する議論は、すでに洪頤煊第三書のところで紹介したものとほとんど重なるので、詳しい説明は省略する。右の蔡壽昌の所説の中で兪正燮の注意を引いたのは、恐らく夜郎傳の注に引かれている『華陽國志』の中に尹珍に關する斷片的な記述が見えることではなかったか。その證據に、兪氏はついで、「其の説甚だ偉なり。因りて爲に之を推す」と述べ、蔡氏の説を肯定的に評價しつつ、その議論を敷衍するためと稱して、以下のごとく常璩が編纂した『華陽國志』の記述をまず引くのである。

明・章の世、母斂の人尹珍、字は道眞、遐裔に生まれ、未だ庠序に漸^{すす}まざるを以て、乃ち遠く汝南の許叔重に従ひて、五經を受け、又、應世叔に師事して、圖緯を學び、三才に通ず。還りて以て教授し、是に於て南域に始めて學有り。珍、經術を以て選用せられ、尚書丞郎・荊州刺史を歷す。而して世叔は司隸校尉と爲り、師生竝びに

顯はる。平夷の傳寶、夜郎の尹貢も、亦名徳有り、尚書郎・長安令・巴郡太守・彭城相を歴す。

この資料には、尹珍の傳記に關して、許慎と應奉とから受けた學問の違いやその官歴などについて、『後漢書』夜郎傳よりも詳細に記録されている。右の文章は、蔡壽昌が依據した『後漢書』夜郎傳の注には見えず、『華陽國志』卷四「南中志」に収録されている。このことは、蔡氏は『華陽國志』本體を見ることができなかったことを示している。

『華陽國志』は、明代に漢魏叢書本を始めとして幾種類かの刊本が出ていたり、清代に入っても乾隆四十七年（一八八二）に李調元が刊刻した叢書、『函海』に採録されていたりと、決して稀觀書とは言えない⁽¹⁰⁾。しかし、蔡壽昌は原典を繙閲できなかったのであるから、誰もが容易に見られる書物ではなかったようである。また、良質なテキストが無かったことは、嘉慶十九年（一八一四）にこの書物を刊行した廖寅（一七五〇～一八二四。四川省鄰水縣の人）が『華陽國志』の明刻本、俱に卷十の上・中兩卷を缺く。近時、始めて補完本有るも、皆舛誤して讀むべからず」（校刊華陽國志序）と述べていることから察せられる。『華陽國志』は、廖寅にとつて地元である巴蜀地方に關する最古の地方志であるが、目にすることができずのは、讀むに堪えない粗雑な版本であるため、善本を探したが手に入らず、それゆえ自身の手で校勘・出版することにしたのである。その手助けをしたのが、顧廣圻（一七六六～一八三五）である。顧氏は、嘉慶十八年三月から十一月にかけて、すでに孫星衍の幕府内にて『華陽國志』の校訂に取り組んでいた。廖寅は孫氏から校訂の成果に加えて、基礎作業に従事していた幕友、顧廣圻の助力を提供され、善本を出版したという次第である。實は、右に引いた「校刊華陽國志序」自體、顧廣圻『思適齋集』卷八に、「校刊華陽國志序（代廖運使寅）」と題して収録されているとおり顧氏の代作であり、『華陽國志』の纂修作業は、ほとんど孫星衍幕府の仕事というに等しかった。どうやら、『華陽國志』を以前より利用しやすい形で提供するための作業が、龔正燮の身近な所でなされて

いたようである。

廖寅刻本が出た嘉慶十九年當時、俞正燮はすでに孫星衍の下を辭しているが、友人の嚴可均は先に見たとおり、この頃、孫氏のために『孔子集語』の編纂に従事していた。孫星衍「孔子集語表」の「之を吾が友、顧文學廣圻・嚴孝廉可均に質すに、頗る増改有り」という言葉によると、この作業は顧廣圻と一緒に行なわれたようであるから、嚴可均は、顧廣圻と幕友仲間であったのである。廖寅の刻本は、俞正燮が「書後漢書夜郎傳後」を書く八年前に出版されており、確證は無いが、俞氏が『華陽國志』を参照するのに、この版本に據った可能性は低くないであろう。少なくとも、嚴可均から廖刻本に關する情報を極めて得やすい立場に在ったことは、確かである。以上、俞氏が『華陽國志』を利用するための條件が、嘗て自身が屬した幕府内にて整えられたかも知れない、という推測を示した。話が少し脇道にそれたので、元に戻そう。俞正燮は、『華陽國志』をもとに『後漢書』の記載の分析を試みる。

常璩の記す所に依れば、明・章の時、南域に學有り。而るに范書は、桓帝の時、珍始めて出でて學を受くとき。常は、明・章の時遊學し、桓の時、珍、刺史と爲る、と言へば、亦歴て八九十年有り。范書は則ち刺史と作るの年を以て遊學の年と爲す。是れ范疏なり。

『華陽國志』では、尹珍が遊學した時期について明帝（五八～七五）や章帝（七六～八八）の時のこととし、桓帝（一四七～一六七）の時に刺史になったとするが、すでに引いた『後漢書』夜郎傳では、桓帝の時に遊學したことになっており、年月にかなりの開きがある。俞正燮は、二通りの記述の中、『華陽國志』に信を置いて、尹珍が刺史になった年を范曄が間違つて遊學の年にしてしまったのだと斷ずる。さらに續けて言う。

許君の『説文』、本より承受有り。部目及び序は、蓋し稿を永元庚子に屬し、建光辛酉に至りて、始めて理董して

書を成す。病を以て太尉南閣祭酒を去れば、其の子冲をして『説文』の書を進めしむ。其の、尹珍に教ふるは、定めて庚子の前に在り。

兪正燮は、許慎の『説文解字』について、永元庚子十二年（一〇〇）に部目と序を起草し、建光元年（一二一）に全體を完成させたが、南閣祭酒を退任して病床に在ったから、息子を遣わして献上させたと考える。それに伴い、尹珍に教えることが可能なのは、原稿を書き始める永元十二年より前のことになると推定する。

許君の本傳に云ふ、「郡の功曹と爲り、孝廉に擧げられ、再遷して洨長に除せられ、家に卒す」と。其の再遷と云ふ者は、太尉南閣祭酒、一なり。洨長、再なり。未だ洨長の官に至らず、故に「洨長に除せられ、家に卒す」と云ふ。其の、洨長に除せらるるは、當に即ち辛酉の歲に在るべし。

『後漢書』本傳の「再遷」について、南閣祭酒になったのが一遷であり、洨長に任じられたのが再遷だと考える。ただし、「洨長に除せられ、家に卒す」とあるから、實際には洨長に赴任しないまま、安帝の建光辛酉元年、すなわち『説文』を献上したのと同じ年に家で死んだと辻褃を合わせる。しかるのち、生涯全體の流れ圖を作成する。

許君は、當に明帝以前に生まれたるべし。明帝の永平戊午の歲より、安帝の建光辛酉の歲に至るまで、已に六十四年。明・章の時に教授するを以て、以前當に二三十歳有るべきを知る。許君は長壽なるも、之を安帝以後に推すを得ず。安帝、布を賜ふも、許慎に賜ふと言はずして、但だ許冲に賜ふ。尹珍の宦達は、惟だ世叔の師生並びに顯はると言ふのみにして、叔重に及ばず。是れ許君、長壽と雖も、珍の仕宦するを見るに及ばず。更に范の如く桓帝の時教授と言ふを得ざるなり。

兪正燮の見解では、許慎は明帝が皇帝になる前に生まれており、明帝の永平戊午元年（五八）から起算すると、安

帝の建光辛酉元年（一二一）は六十四年目に當たる。『華陽國志』には、明帝（五八〇七五）・章帝（七六〇八八）の時に教授したとあるから、生年は、永平元年より二、三十年遡ることになる。永平元年から桓帝が帝位を嗣いだ建和元年（一四七）までは九十年もあるから、許慎がどんなに長壽でもそこまで生きられるはずはなく、せいぜい安帝（一〇七〇一二五）までがよいところである。建光元年という先の卒年もこのようにして導き出されたのであろう。

この推計を證據立てるため、兪正燮は二つの事實を提示している。一つは、許沖表には、「詔書を以て召陵公乘許沖に布四十匹を賜ふ」とあり、『説文』獻上に對して、安帝は布を下賜したことが附記されているが、實際の獻上者である許慎に關する言及がなく、單に「許沖に賜ふ」と記されていること。もう一つは、夜郎國から遊學に來た尹珍の官歴について、師の應奉（字は世叔）とともに出世したというような表現が成されているが、許慎には何の言及もないことである。かように考えると、許慎は長壽であつたが、尹珍が仕官するのを目の當たりにするまでは生きておらず、范曄が記したように桓帝の時まで教授することなどできるはずはないのである。

兪正燮の考證は以上のとおりであるが、最後に、ここまで論じてきた事柄について關心を持った契機を含めて、以下のように補足している。

嘉慶丙子、上元の皇甫巷に在り。歸安の嚴鐵橋可均も、亦夜郎傳を以て言を爲す。嚴・蔡兩君の意、甚だ美なり。『説文』『華陽國志』及び范書を以て合して之を證するに、范書の疏、掩ふべからざる者有り。因りて其の説を此に附す。

嘉慶丙子二十一年（一八一六）に上元（江蘇省江寧縣）に滞在していたとき、蔡壽昌同様、嚴可均も『後漢書』夜郎傳に依據して立論したのに觸發されて、『華陽國志』を含む諸書を参照したところ、范寧『後漢書』の記載が粗雑で

あることが分かったので、自分なりに考察を試みたというのである。『孫淵如先生年譜』によると、孫星衍は、嘉慶二十一年には、南京に在る鍾山書院にて主講として後進の指導に従事するかたわら、嚴可均と一緒に『全上古三代秦漢三國六朝文』の編集もしていた。⁽¹¹⁾ 上元は南京のすぐそばだが、兪正燮がかつての幕主と顔を合わせることはなかったのであろうか。

本節における考察を踏まえて、ここまでに至る議論の流れを振り返ると、阮元幕府から孫星衍幕府へは、もともと議論の當事者である孫氏と洪頤煊との二人が移行しているから、孫氏の復職に伴い、許慎の官銜をめぐる問題は阮元幕府から孫星衍幕府に引き継がれ、嚴可均や兪正燮の議論を觸發したと考えられる。右に紹介した兪正燮の文章が書かれた道光二年は、孫星衍が亡くなってから九年目に當たるが、孫氏の幕府内で築かれた交友關係が議論の進展を促したことはすでに見たとおりである。かくて、先の第五節と同様、本節においても、幕府内および幕府間の學者同士の交流が、許慎の官銜をめぐる議論の發展を支えたことが確認できた。

最後に派生的な事柄を補足すると、許慎の官銜に對する考察が深化する一連の過程において、衛宏『漢官舊儀』の發見が一つの重要な役割を果たしていた。孫星衍は、この書物の重要性を認識して、武英殿版の増補改訂を行ない、自身の見解に従って『漢舊義』と書名を改めた上で、ほかの同類の書物五種、すなわち佚名撰『漢官』、王隆『漢官解詁』、應劭『漢官儀』、蔡質『漢官典職儀式選用』、吳丁孚『漢儀』と併せて『漢官六種』と題して刊刻した。⁽¹²⁾ 孫淵如先生年譜』によると、嘉慶十二年に洪頤煊と一緒に作業をしていることになっているが、別の資料によると、顧廣圻の協力も得ている。⁽¹³⁾ この『漢官六種』の刊行は、許慎の官銜の議論がもたらした副産物と言えるであらう。

おわりに

本稿では、許慎が詁經精舍内に祀られることで生じた官銜に關する考證的な議論に着目し、その議論の發展經過を中心に考察を加えてみた。その結果、議論が深まる上で、幕府という機構を通じた學者相互の交流が大きな役割をしていることが確認できた。

まず、阮元幕府における議論の形を見てみると、孫星衍と臧庸のように幕友同士という形を取ることもあれば、阮元と孫星衍、あるいは阮元と段玉裁のように幕主と幕友という形を取ることもあった。これらの組み合わせは、尙小明氏が紹介していた形態の枠内に収まるものと言える。ただ、孫星衍と洪頤煊の關係は、幕友と準幕友という組み合わせであり、これは新たに抽出された形である。

本稿の考察で明らかになったのは、このような様々な議論の形態を通して、臧庸が以前に所屬した畢沅幕府で得た情報が阮元幕府内での議論の深化に貢獻したり、あるいは阮元幕府内では幕友であつた孫星衍が後に自分の幕府を構えると、同じ議論が新しい幕府内の幕友、具體的には嚴可均と龔正燮によって取り上げられる、という具合に、幕府から幕府へと研究成果が積み重ねられて行く展開を見せることがあることである。

冒頭で紹介したエルマン氏は、清代の考證學の發展を促した要素の一つとして、ある學術上の共通テーマに關する研究が次第に積み重ねられて行く、という研究の累積性を擧げているが、本稿で取り上げた問題は(18)この累積性が發揮された好例と言える。つまり、幕府は情報の集積所にかつ中繼所であり、身分が不安定なため幕府間の移動が多

い幕友が幕府と幕府とをつなぐ役割を果たすことによって、累積性が實現されたのである。本論で例示した様々な事例を通して、幕府が時には研究の累積性を支える役割を擔ったことが明らかにになり、その意味でも、幕府と學術の關係は今後研究を深めて行くのに値するテーマだと思われる。

阮元幕府内において、許慎の官銜について多數の文獻資料に丹念に當たつて深く掘り下げて議論をしたのは、臧庸と洪頤煊であつた。二人は、他の關係者とは異なり、郷試にも合格していない言わば不遇の士であつた。臧庸は、阮元に目を掛けられて長く幕友として庇護を受けたが、幕友でさえもない洪頤煊の經濟狀況はかなり差し迫つていて、ある程度の安定した研究環境を確保できる幕友の地位を急いで手に入れる必要があつた。それゆえ、近い將來の幕主たり得る孫星衍から考證上の相談を持ちかけられたのを好機と見なし、繰り返し手紙を出すなどして自己の學力をアピールしたのである。

清代の學者にとつて、手紙が知識を交換する重要な手段であり、後代の論文や著述に類するものであつたことはすでに先行研究によつて明らかにされている。⁽¹⁵⁾ 洪頤煊が出した三通の手紙は、確かに知識の傳達を目的とする學術的な意味を持つていたが、そればかりでなく自分を賣り込むための世俗的な意味を併せ持つていた。特に三通目は、孫星衍がすでに阮元の幕府を辭した後、つまり主講と舍生という關係が解消された後に出されたものであるから、孫氏との個人的な結びつきを固める目的で書いたことは明白である。

ところで、洪頤煊が所屬していた詒經精舍の中は、錢泳が「諸君の議論の風のごとく生ずるを聴き、相能はざる者有れば、輒ち諍攘^{みだ}れて面赤す」(『履園叢話』卷二十三「詒經精舍」と述べているように、學生同士がひっきりなしに議論を闘わせ、やり込められた者が顔を赤くするような場面も珍しくなかつた。この話は、舍内における向學心の高

さを示す事象と見る事ができると同時に、學生は皆、自己の學力を幕主に認めてもらい、あわよくば次の赴任先に幕友として同行してもらおうと必死だったことを示すエピソードと見なすこともできよう。このように、幕友となるためにも厳しい競争を勝ち抜く必要があったわけであり、科擧の試験に合格して立身出世を目指す學生にとって、幕友という地位は、不安定さはあるが、自己の學問を生かして或る程度の収入が得られる、それなりに魅力あるものだったと言えそうである。

洪頤煊はやがて首尾良く孫星衍の幕友として採用され、幕主の多數の著作を編纂する手助けをすることになる。清代の幕主が大量の著述を残すことができたのは、洪氏のような學術事業に専従する幕友がいたればこそであるが、幕主の著述のどの程度までが彼ら幕友の働きによるものであるか、ということは、今後解明を必要とする問題であろう。なお、阮元幕府における洪頤煊もそうであるが、本稿では、幕府が築かれた地元出身者であるため、廻避の規則が適用されて幕友とはなり得ないが、幕府の仕事を手傳う者のことを便宜的に準幕友と稱した。この「準幕友」という呼稱は、從來用いられたことのない表現であり、これが適切な表現であるかどうかについては、一考の餘地がある。

ただ、阮元が『經籍纂詁』を編纂した時、實際の作業をしたのが、洪兄弟を含め、地元浙江省在住の學生がほとんどであったことは、卷頭附載の名簿からわかる。また、阮元が浙江巡撫の期間に編纂作業が行われた『十三經注疏校勘記』には、幕友のほかに詁經精舍の學生も加わっている。⁽¹⁶⁾さらに、孫星衍が嘉慶七年に廬州太守の張祥雲に招聘されて地方志を編集した時、二年前から編集に携わっているものの議論ばかりしていて仕事を進めていなかった幕友十數人には頼らず、當地の書院の學生十數人を雇って短期間で仕事を完成させている事例もある。⁽¹⁷⁾これらの場合の學生に對しては、幕友ではないが幕友と同様の仕事をしている、という意味で「準幕友」と稱するのが適當であり、この

新しい用語もあながち不當な表現ではないと思われる。

話は變わるが、讀書の過程で氣づいたことなどの覚え書きを札記（筭記）と稱し、この札記を集めて一つの書物にまとめ、やはり「札記（筭記）」と題して刊行する場合がある。たとえば、閻若璩『潛邱劄記』、盧文弨『鍾山札記』、章學誠『丙辰筭記』などがそれである。古典に見える事物・制度・言語に對する考證が盛んに行なわれた清代には、この種の出版物が少なくなかった。學者は、一つの研究テーマを體系的に論じるのではなく、個別の考證に關する資料を長い年月をかけて札記の形で集め、それをもとに考證を進める事が多かった。したがって、札記は當時の主要な著述形式と言える。⁽¹⁸⁾ 俞正燮が許慎の官銜に關して論じた文章を収めていた『癸巳存稿』も札記體の書物の一つに數えることができる。札記は統一的なテーマを持たない斷片的な記述の集合體と見なされ、たとえば、Arthur・W・Hummel氏の編集に係る『清代名人傳略』では『癸巳存稿』について、「その名が示すとおり、食べ残しのような問題を扱った文章の集成であり、たとえば言葉の起源や風俗など比較的重要性の低い話題に對する短い覚え書きがたくさん含まれている」と評している。⁽¹⁹⁾ 『癸巳存稿』のみならず、札記一般に對してこの評が當たる場合も稀ではないが、本稿の考察を通して、幕友として働いた経験がある學者の札記には、幕府における交友關係を踏まえることで、その文章が書かれた理由、あるいはその文章が扱うテーマが關係者にとってかなりの重要性を持っていたことが明らかにする場合があることも確認できた。

俞正燮を例にとると、「書後漢書夜郎傳後」は幕友の嚴可均の議論に觸發して書かれたものであり、やはり札記集である『癸巳類稿』に收録されている「左邱明子孫姓氏論」「左山攷」「左邱名墓考」なども、幕主である孫星衍の議論を補強するために書かれたものであった。札記の文章すべてがそうではないが、幕府内で問題となった事柄が考證の

対象となることは、當然有り得べきことであろう。本稿で取り上げた許慎の官銜をめぐる議論と同様に、幕府を通して人間関係を考えることで、文集や札記に収録されている個々の學者の断片的な議論が一つの線で繋がる場合も少なくなさそうである。

許慎の官銜の問題については、多くの學者によつて多様な説が提出され、かなりの考證の蓄積がある。しかし、卑見によると、この問題に關する定説は得られていない。許慎の官歴、特に南閣祭酒がどの程度の官職であるか、という點に關しては、稿を改めて論じる豫定である。

注

- (1) 迴避制度については、趙翼『陔餘叢考』卷二十七「仕宦迴避」「親族迴避」において歴史的な變遷が考證されている。近人の研究としては、魏秀梅『清代之迴避制度』（中央研究院近代史研究所、一九九二年）を参照。
- (2) 清代の幕府と幕友とに關する基本文獻としては、宮崎市定「清代の胥吏と幕友——特に雍正朝を中心として——」（『全集14』第II章、岩波書店、一九九一年。原載は、『東洋史研究』第十六卷四號、東洋史研究會、一九五八年三月）が擧げられる。最近では、高浣月『清代刑名幕友研究』（中國政法大學出版社、二〇〇〇年）が幕府制度について様々な角度から論じており、参考になる。
- (3) 『佐治藥言』辦事勿分畛域條に、「州縣幕友、其名有五。曰刑名、曰錢穀、曰書記、曰掛號、曰徵比」とある。
- (4) 本論文の主眼は、河田氏が自ら語るところによると、「朱筠を中心とする學者、思想家、文人たちの人間・群像の交流に焦點をあて、清代學術史の、ないしは當時の學問的雰圍氣の、一側面を描き紹介」することにある（五頁下段。傍點は本稿筆者による）。
- (5) Benjamin A. Elman, *From Philology to Philology: Intellectual and Social Aspects of Change in Late Imperial China*, Harvard University Press, 1984. 特々第三章第三節“Official and Semiofficial Patronage”および同第五節“The Transformation of Literati Roles”を参照。なお、同書に對しては、吉田純氏によつて要を得た書評がなされている（『中國——社會と文化』第五號、東

清代の幕府と學術交流

大中國學會、一九九〇年六月。

(6) 同書一七六頁に、「在幕府内、最普遍的學術交流方式は就某些學術問題或某一方面的學術問題進行討論、交換研究心得・研究信息或研究成果」とあり、以下一九四頁にかけて幕府における學術交流の實態を示す事例が列擧されている。

(7) 前掲魏氏書第四章第一節「迴避遊幕地方」を参照。

(8) 原文は以下のとおり。

各省幕賓、凡籍隸本省者、概不得聘。如違、交部議處。其督撫幕賓、務令熟練老成・深信不疑之人、先將姓名履歷、具題造冊、報部存案。

(9) 沈可培『鄭康成年譜』建安三年條に、「按康成未嘗爲大司農、以有公車之徵、後世遂以大司農稱之」と説明されているように、鄭玄は實際は大司農になつていないが、袁紹の徵召が公車令を通した正式なものだったため、後人は大司農の肩書きをもつて鄭玄を稱するのである。

(10) 關連する箇所の原文は以下のとおり。

維時、堯春與錢唐嚴君杰・烏程周君中孚、有創立鄭祠之議、謀於觀察孫公。公欣然以爲當、且謂許氏翼經功與鄭氏埒、亦宜祀。其地卽於精舍可。

(11) 『清會典』卷十一、吏部に、「凡官守制者、子爲父母、喪三年、皆丁憂二十有七月而除」とある。

(12) 鄭天挺『清代的幕府』（明清史國際學術討論會祕書處論文組編『明清史國際學術討論會論文集』所收、天津人民出版社、一九八二年）二百十頁に、服喪中に從幕した事例が列擧されている（頁數は、收載書による）。

(13) 後漢の官吏登用制度において辟召が持つ意味については、永田英正『後漢の選舉と官僚階級』（『東方學報（京都）』第四十一冊、京都大學人文科學研究所、一九七〇年三月）を参照。

(14) 縣の令長を邑宰と稱した事例としては、晉の潘岳が河陽縣の縣令として赴くときに作つた詩（『河陽縣作』第二首）の中に、「誰謂邑宰輕、令名患不劭」とあるのをあげることができる（『文選』卷二十六、行旅上所收）。もう一例としては、『舊唐書』卷百九十中、文苑傳中「孫逖傳」の「逖自以通籍禁闈、其父官纔邑宰、乃上表陳情曰、臣父嘉之、雖當暮齒、幸遇明時、綿歷驅馳、纔及令長」という記述をあげることができる。ここでは、孫逖の父嘉之が曲周・襄邑の二縣の縣令であつたことが豫め前段で示されているのを受けて、

その官職を「邑宰」と言い換えているのである。

- (15) 「呈孫淵如夫子書」では、「令史舊注百石」句に續いて、「自中興以後、不說石數、其官甚微」と述べ、當初は、百石の官であった令史が後漢に入ってから石數が説かれない、つまり百石にも満たない斗食相當の小吏に格下げになったことも説明している。

- (16) 大庭脩「漢王朝の支配機構」(岩波講座「世界歴史四」第七章、一九七〇年)や福井重雅「漢代官吏登用制度の研究」第三章第二節「官僚制度と官秩」(創文社、一九八八年)などを参照。

- (17) 漢代の秩俸については、杜佑「通典」卷三十五「職官十七」「俸祿」や徐天麟「西漢會要」卷三十七、職官七「秩祿」などにも記されているが、記述内容が若干異なる。

- (18) 『續漢書』百官志五「百官奉」に、「凡諸受奉、皆半錢半穀」とあるように、後漢の官吏の俸祿は貨幣と穀物を併せて支給した。注に引かれる荀綽「晉百官表注」によると、この制度は延平中(一〇六)に始まる。「半錢半穀」の具體的な中身については學者の間で見解が分かれる。詳しくは、何德章「東漢的『半錢半穀』制」(黃惠賢・陳鋒主編『中國俸祿制度史』第二章第二節第三項、武漢大學出版社、一九九六年)を参照。

- (19) たとえば、『文獻通考』卷四十八、職官一「總序三公三師以下官屬」では、太尉の屬官の一つとして「黃閣主簿」を掲げた後、雙行割注においてその職掌を「省錄衆事、掌閣下威儀」と記す。最近の例としては、呂宗力主編『中國歷代官制大辭典』七百三十三頁(北京出版社、一九九四年)に、「黃閣主簿」と立項されている。

- (20) ここでは一應、句讀を入れるべきことを示す「句」字の割注を洪兄弟の見解にもとづくものと説明したが、そうではない可能性もある。というのは、本文中ですぐ後に説明されるとおり、孫星衍が洪兄弟の説として引く文章は、洪頤煊「呈孫淵如夫子書」の要約だと考えられるが、この中に引かれる「黃閣主簿錄省衆事」句に對しては、「句」字の割注が附されていないのである。したがって、孫星衍がこの句を引用する際、自身の見解に従って「句」と注したとも考えられる。

- (21) 縣の令と長との間には明確な區分があり、兩者を同一視するこの部分は、大雑把な議論である。「百官志」の原文は、「縣、萬戶以上爲令、不滿爲長。又云、每縣邑道大者、置令一人千石。其次置長四百石。小者置長三百石」となっており、縣の人口規模に應じて千石の令と四百石乃至三百石の長に分かれることを示している。この記述を見れば、許慎は沒令ではなく、沒長である以上、祿高が四百石乃至三百石でしかあり得ないことは明白である。洪頤煊は、「呈孫淵如夫子書」においてこの百官志の原文を引用しているから、沒長の

祿高が四百石乃至三百石ではないことは承知していた。したがって、「多きは千石に至り」と述べ、凌長の祿高が千石でもあり得るかのように論じる部分は、孫星衍の不適切な要約と言える。

- (22) 鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』百三十五頁（日本學術振興會、一九六二年）の説明に従う。孝廉推舉の全體像をつかむには、前掲福井氏書第一章第三節「孝廉による察舉の運営と廉吏」を参照。
- (23) 前掲宮崎氏論文百八十一頁（頁數は、全集本による）。
- (24) 事件の詳細は、『雷塘庵主弟子記』卷一、嘉慶五年條、および焦循『雕孤集』卷十九「神風蕩寇記」などに記されている。
- (25) 梁章鉅『稱謂錄』卷二十二「巡撫」などを参照。
- (26) 茂才については、前掲福井氏書第一章第四節「茂才による推舉の輪郭」を参照。
- (27) 吉川氏の年譜は、『全集16』に收録されている。吉川氏は、嘉慶五年八月に書かれた「雙桂小圃記」（『拜經堂文集』卷四）の「余之以疾辭浙撫阮公而歸也、朝夕憩於斯、移所好經籍置其中、坐一兒一女於側、自課之、數月不出一」という記載を嘉慶五年のこの時期のことと比定している。なお、文中の「數月不出一」という表現が事實なら、孫星衍から相談を持ちかけられた時、すでに詒經精舍を離れていたことになり、孫氏とは手紙を介して議論したことになる。
- (28) 『漢官舊儀』（孫星衍校定『漢官六種』本）の原文に従い、臧庸の引用文中の「四辭入奏」の「入」字を「八」字に訂正した。なお、本稿で底本として使用している京都大學人文科學研究所所藏の『拜經堂文集』の版心下には「漢陽葉氏寫本」と記されている。葉氏は、葉繼雯（一七五五—一八三〇）から、その息子の志詒（一七七九—一八六三）、孫の名琛（一八〇七—一八五八）官は體仁閣大學士に至る・名澧（一八一—一八五九）官は内閣侍讀に至る）へとつづく藏書家であり、實籍は湖北省漢陽にあつた。繼雯と志詒は臧庸の知人であり、『拜經堂文集』卷五には、繼雯が廬墓の禮（親の死後、墓の旁に庵を結んで住むこと）を行なったことを好意的に述べた「宗人主事葉君廬記（目次では、題名を「漢陽葉先生廬墓記」に作る）が收録されている。名澧は『拜經堂文集』を抄録した上で本文の校勘を行なっており、その作業の後には、本文中の校正記號や欄外の書き込みに窺うことができる。
- (29) 『文獻通考』卷四十、太學「學校」に、「按西京博士、但以名流爲之、無選試之法。中興以來、始試而後用、蓋既欲其爲人師範、則不容不先試其能否也」とあるように、後漢に入ってから博士の任用に際して試験が課せられるようになった。
- (30) 臧庸の引用文中で、橋玄のことを橋元と記しているのは、乾隆帝の諱玄燁を避けた表記である。

(31) 『道藏』太清部所收『淮南鴻烈解』各卷の冒頭には、「太尉祭酒臣許慎記上」の九字がある。

(32) 武英殿聚珍版の刊刻の次第については、黄愛平『四庫全書纂修研究』第八章「四庫全書的刊刻與武英殿聚珍版叢書」（中國人民大學出版社、一九八九年）を参照。

(33) 汪紹楹『阮氏重刻宋本十三經注疏考』（『文史』第三輯、中華書局、一九六三年十月）、關口順『十三經注疏校勘記略說』（『埼玉大學學紀要』第十九卷、埼玉大學教養學部、一九八三年）などを参照。段玉裁がこの事業にどの程度關與しているかは今のところ不明である。

(34) 詳しくは、阿辻哲次『漢字學——『說文解字』の世界』五十六〜六十一頁（東海大學出版會、一九八五年三月）、同『許慎の傳記に關する一研究』（『未名』第五號、神戸大學中文研究會、一九八五年九月）、特に後者を参照。ただ、許慎の官銜研究史における段玉裁の位置づけについて、筆者は阿辻氏と見解を異にする。

(35) 『說文』卷十二上によると、閤は「門の旁の戸なり」であり、閤は「扉を止むる所以の者」である。

(36) 「閤閤」の語は、『史記』では、卷百二十「汲鄭列傳」に、「黯多病、臥閤閤内不出」と見える。この句の「閤」字について、『史記會注考證校補』の校勘記では、内藤湖南舊藏武田長兵衛藏南宋紹興庚申刊集解本と靜嘉堂文庫藏元中統二年刊集解索隱合刻本が「閤」字に誤っていることを指摘しているが、このように作る版本は多くはないようである。「閤閤」の語は、『漢書』では、卷六十二「司馬遷傳」所收の「報任少卿書」に、「身直爲閤閤之臣、寧得自引深藏於巖穴邪」と見える。簡単に調査をしたが、ここの「閤」字を「閤」字に作る版本は見當たらない。段玉裁の發言は、かなり誇張を含んでいると受け取るべきであらう。

(37) 『明史』卷五十五、禮志九、嘉禮三「東宮出閣講學儀」に、「皇太子出閣升座」とある。中華書局點校本の校勘記に、「閤、原作閤。閤・閤通、本書中二字錯出。爲別於外廷以閤爲名之機構如内閣等、今據本志卷目・上文及明會典卷五二、將皇子居處作閤者統改從閤」とあるとおり、武英殿版は、上掲の「出閤」を「出閣」に作っている上に、書中において閤・閤の兩字を混用している。

(38) 「閤子」も「閤子」も、「部屋」の意味で使われるが、段玉裁がそれぞれの頭に「小」字を附した意圖は詳かにし難い。

(39) 段玉裁が指摘した句は、恒溫の話としては『世說新語』の中には見當たらないようである。あるいは、卷中下「豪爽第十三」第二條に、「王處仲……、乃開後閣、驅諸婢妾數十人出路、任其所之」とあるのが、段氏が指摘しようとした箇所かも知れない。

(40) 朱起鳳『辭通』卷十五、二十一馬「下」の「閤下・閤下・轂下」條の按語に、「閤閤古通。轂與閤同音通段。稱人曰閤下、或作閤、

清代の幕府と學術交流

或爲轂、皆自卑達尊之意。閣者、旁門也。今俗言東脚門、西脚門。凡上書言閣下者、猶言門下、謙不敢言正門。故言旁門之下也。今人作箋札、輒濫用閣下字、非古也」とある。

(41) 蛤、すなわち蛙の鳴き聲を「閣閣」と表記した例は、宋・韓維「奉和象之夜飲之什」詩（四庫全書本『宋詩鈔』卷十七所收『南陽集鈔』）に「閣閣蛙亂鳴」とあり、「閣閣」と表記した例は、『朱文公校昌黎先生集』卷七「雜詩四首」其四に、「蛙黽鳴無謂、閣閣祗亂人」とある。

(42) 道光十二年（一八三二）から二十二年（一八四二）までの期間、詒經精舍に在籍していた學生の文章を集めた『詒經精舍文續集』には、高錫蕃「鄭康成爲經神賦」が収録されており（卷五、序に、「詒經精舍前三楹、設龕於中奉許汝長與鄭北海栗主、所以尊先師也。春秋以時祀焉」とあって許慎の肩書を汝長としていることから）、段玉裁の提言が阮元の採る所とならなかったことがわかる。なお、高錫蕃は、卷頭の名簿によれば、「監課詒經精舍學長二人」の中の一人であり、字は己生、烏程の人で、嘉慶十八年（一八一三）の拔貢生となり、道光元年（一八二二）には副貢生となり、十七年には鄉試に合格して舉人となっている。

(43) 原文に、「七月、廬州張太守祥雲、延君纂修郡志。……閏月書成」とあるように、孫星衍は、嘉慶七年の七月から八月に掛けて『廬州府志』五十四卷、圖一卷の編纂に携わっており、洪頤煊から手紙を受け取った時は、その作業中であつたと考えられる。

(44) 福田襄之介『中國字書史の研究』九十九〜百三頁（明治書院、一九七九年）。福田氏は、永元困頓の年を『說文』執筆開始の時期と見なす學者として、宋の徐鉉、清の段玉裁、朱筠、王念孫、洪頤煊などを挙げ、完成の時期と見なす學者として、宋の李燾、清の錢大昕、王筠、王鳴盛などを挙げる。

(45) 洪頤煊の主張の根據は、以下のように、「後漢書」の別の箇所において、東觀校書が永初年間のこととして記されていることである。

『後漢書』文苑傳上、劉珍傳、「永初中、爲謁者僕射、鄧太后詔使與校書劉向、馬融及五經博士、校定東觀五經・諸子傳記・百家藝術、整齊脫誤、是正文字」。

『後漢書』安帝紀、「永初四年二月、詔謁者劉珍及五經博士、校定東觀五經・諸子傳記・百家藝術、整齊脫誤、是正文字」。

(46) もつとも、洪頤煊が引用した部分の直前には、「乃博選諸儒劉珍等及博士・議郎・四府掾史五十餘人、詣東觀讎校傳記」とあり、蔡倫傳と本文に近い記事が存在するのに、洪氏がそれを引かないのは不可解である。ひょっとしたら、ここで書物の校訂に携わった者が博士・議郎・四府の掾史と具體的に記されていて、この記述が、公府（四府）の掾史より一ランク下の令史が南閣祭酒になると考えて

いる洪氏にとって都合が悪いから、敢えて觸れなかったのかも知れない。

- (47) この推測を補強するエピソードが、錢大昕『潛研堂文集』卷三十八「惠先生士奇傳」に以下のごとく記されている。

嘗與名流會、坐中有客前請曰、聞君熟于史・漢。試爲誦封禪書。先生朗誦終篇、不失一字。合坐皆歎服。

惠士奇（一六七一―一七四一）が『史記』や『漢書』を熟知しているという評判を聞いたある人が、『史記』封禪書を暗唱するように求めたところ、一字も漏らさず朗誦したので、周囲の者が驚嘆した、というのである。このような事例が特筆されること自體、『後漢書』はどうか、『史記』さえも全文暗唱できる者は稀であったことを物語っている。なお、右の話は、江藩『漢學師承記』卷二「惠士奇」にも引かれている。

- (48) 學術上の發見の優先權が問題になる場合もあったことは、前掲エルマン氏書第五章第五節“Priority Debates”から窺うことができる。清代の學者の著作權意識については、前掲尚氏書第三章第二節第五項「著作權問題」においても論じられている。

- (49) 未刊。阮元『寧經室二集』卷六「臧拜經別傳」に、書名と卷數が記録されている。

- (50) 原文は以下のとおり。

許君之義、均見說文外、又有注淮南王書、今不傳。惟道藏中淮南鴻烈篇二十八卷、尚題漢南閣祭酒許慎注、或當有據。

- (51) 原文は以下のとおり。

前坐次、閣下言及吾鄉鄒君釋東脩二字、以爲當從東身修飭解、心竊疑之。今觀臧君鏞堂輯鄭氏論語注二卷、內間有疏證、于自行束脩以上句、用後漢書李賢之說、以破古義、愚以爲不然。

- (52) 兩者の交流を窺うことができる資料としては、臧庸が嘉慶四年（一七九九）に服虔『通俗文』の輯本を刻した次第を記した「刻通俗文」（『拜經堂文集』卷二）の末尾に見える洪亮吉の附記、およびその刻本を送られた洪亮吉が認めた返書「復臧文學鏞堂問通俗文書」（『更生齋文集』卷一）を挙げ得る。

- (53) 道藏本『淮南子』は、乾隆五十三年（一七八九）に、江蘇省武進の莊達吉（一七六〇―一八一三）によって刊行され、一般に利用できるようになった。臧庸が讀んだ許慎注本『淮南子』は、この版本だと推測される。しかし、先の洪亮吉の指摘は莊氏の刊行以前になされているから、洪氏は道藏自體に収録されている『淮南子』を讀んだものと思われる。

張紹南『孫淵如先生年譜』乾隆四十六年條によると、莊達吉の父、莊忻（一七三五―一八一八）は、畢沅の幕友であった。また、陸

清代の幕府と學術交流

繼略「潼關同知莊君達古墓誌銘」(『碑傳集』卷百九)に、「君以詞章受知于畢宮保沅・王少司寇昶」とあるから、莊達吉自身、畢沅の知遇を得ていた。したがって、臧庸が道藏本『淮南子』を利用してするための條件は身近な所で整えられていたのである。

(54) 原文は以下のとおり。

畢氏靈巖山館刻書、山海經、夏小正、老子道德經考異、墨子、三輔黃圖、晉書地道記、太康三年地記、晉書地理志新補正、長安志、關中金石記、明堂大道錄、易漢學、說文解字舊音、經典文字辨正、書音同義異辨、樂遊聯唱集、十六種。其校正、多出洪稚存・孫淵如之手。

(55) 「禮記注疏校勘記序」に、「今屬臨海生員洪震煊、以惠棟本爲主、竝合元舊校本及新得各本、考其異同」とある。

(56) 原文は以下のとおり。

所有舉貢生員、獎給膏火一月者、折給銀一兩。佳卷漸多、學者奮興、有佳文一卷而給膏火數月者。

(57) 張寅等修『臨海縣志』卷二十一、儒林傳「洪頤煊」に、「嘉善教諭梓子。苦志力學、與兄坤煊・弟震煊、讀書僧寮。夜每借佛燈、圍坐談經不輟。坤煊、……五十七年、舉順天鄉試、榜發十餘日而卒」とある。

(58) 『拜經堂文集』卷二「書劉端臨先生遺書目錄後」に、「甲寅秋、庸將往武昌。先生曰、畢制府已巡撫山東矣。子行、或先後不相值。詹事府學使阮公、吾鄉人且學友也。子其謁之。庸之辱知於雲臺先生、自先生之書介紹始」とある。

(59) 阮元と劉台拱が姻戚關係にあったことは、阮元『望經室二集』卷三「劉端臨先生墓表」に、「元與先生友學最深、且爲姻家」とあることからわかる。また、劉台拱と臧庸との交情の深さは、『拜經堂文集』卷二「書劉端臨先生遺書目錄後」に、「初見於江寧、後往來鎮江、靡不握衣請益。試質以心得、則爲之擊節歎賞。或有不合、必反覆引喻、明其義而後已。且恤其窮途、調其困境、飲食教誨。十七年如一日也」とあることから窺われる。

(60) 『孫淵如年譜』乾隆四十五年條に、「君翻閱釋藏全部、得一切經音義・華嚴經音義多引倉頡三倉、因輯而刊行、始傳於世」とあるように、『華嚴經音義』には、『蒼頡篇』などの古辭書の佚文が引かれていることから、孫星衍によってその價值を見出され、刊行されたのである。

(61) 『拜經堂文集』卷二「刻華嚴經音義錄序」に、「學使阮芸臺少司農一見、首問此書(華嚴經音義)、以手録本呈閱。司農曰、善、當即以此本付梓。并出北藏板二卷、屬爲校讐」とある。

以下、臧庸と阮元との交友關係を示すために列擧する資料の多くは、前掲吉川氏年譜から取材した。この年譜は、集句の法に従って作成されているが、原文が若干加工されていたり、あるいは書名や卷數などの典據表示が簡略化されていたりするので、引用に際しては、原典に當たつて原文の照合をし、かつ書名や卷數などの必要事項を補った。

- (62) 『拜經日記』卷六の序に、「内閣學士阮伯元、補箋毛詩。督學山左時、節錄下問、郵寄至楚。來書自言、語多武斷、質之同志。不以為謬、則當編錄付梓。庸直抒鄙見質之」とある。假に吉川氏の繫年に従うが、阮元が山左、すなわち山東に督學として赴任した期間は、乾隆五十八年六月から六十年八月までに亘っており、臧庸が阮元から下問を受けた時期を乾隆六十一年のことに限定すべき理由は見當たらない。

- (63) 『拜經堂文集』卷三「上錢曉微少詹書（丁巳季春）」に、「鋪堂自新春來浙、寓阮學使署中」とある。

- (64) 『經籍纂詁後序』（『經籍纂詁』卷頭。また『拜經堂文集』卷二）に、「嘉慶三年春、移書來常州、屬以總編之役。鋪堂不辭謫陋、謹遵宗伯原例、申明而整齊之、以告諸君子。復延舍弟禮堂相佐。……自孟夏始至仲秋告竣。凡五閱月、共成書一百一十六卷」とある。

- (65) 阮元「刻經義雜記題辭」（『經義雜記』卷頭所收）に、「余獲交先生元孫在東、亟為料量刻資、於嘉慶己未秋、付梓南海」とある。臧琳『經義雜記』が世に出るまでの經緯と出版後の反響については、左掲の拙稿二點を参照されたい。

「臧琳『經義雜記』とその時代的意義」（『日本中國學會報』第四十九集、日本中國學會、一九九七年十月）

- (66) 阮元『瑣經室二集』卷六「臧拜經別傳」に、「（嘉慶）五年、元巡撫浙江、新闢詒經精舍于西湖、復延拜經至精舍、補訂纂詁、校勘注疏」とある。

- (67) 『拜經堂文集』卷四「送姚文溪大令還濟南序（甲子孟春）」に、「儀徵阮公、撫浙之明年、校勘十三經、招鋪堂與其事」とある。

- (68) 『十三經注疏校勘記』編纂作業において、臧庸が「周禮」「公羊」「爾雅」の三經を擔當したことは、『瑣經室一集』卷十一「十三經注疏校勘記序」から窺われる。臧庸が自分の擔當分を濟ませて歸毛しようとしたことは、『拜經堂文集』卷四「送姚文溪大令還濟南序」に、「壬戌九月、鋪堂分校者先竣、因請歸」と見える。

- (69) 羅振玉編『昭代經師手簡』所收臧庸「與王氏念孫書」に、「為阮氏校補經郭」とある（吉川氏年譜より轉引）。

- (70) 『拜經堂文集』卷四「題汪孝嬰北湖訪焦君圖」に、「今年三月、來揚寓阮雲臺侍郎家」とある。

- (71) 『孽經室二集』 卷六「臧拜經別傳」に、「(嘉慶)十二年、復應元招至杭州、讀書于北關署中」とある。
- (72) 嘉慶十三年六月に書かれた「書劉端臨先生遺書目錄後」(『拜經堂文集』 卷二)に、「今(阮)雲臺先生、續得先生(劉台拱)經傳小記文集、編定遺書凡八卷、屬庸校字」とある。
- (73) 臧庸の辯明書は、『拜經堂文集』 卷三「上阮雲臺侍講書」。臧琳の儒林傳立傳をめぐる經緯については、前掲拙稿「臧琳『經義雜記』の改竄説をめぐって」を参照。
- (74) 『拜經日記』 卷末所收臧相跋に、「維先君子卒後之九年、相始抱其遺書來粵、謁見儀徵阮制軍。制軍命採擇其要者、代爲付刊」とあり、『拜經日記』 卷頭所收阮元序に、「今歲庚辰、其子相來粵、出其家傳之本、相授以授諸梓」とある。
- (75) 臧庸(號は拜經)が長年にわたって阮元の庇護を受けたことは、『孽經室二集』 卷六「臧拜經別傳」に、「元初因寶應劉端臨台拱獲交拜經。十年之間、于我乎館者爲多」とあることからわかる。
- (76) 臧庸は、『拜經堂文集』 卷四「孫太恭人六十序」において、嘉慶十年十二月に歸省を求める母からの手紙を受け取ったことを記した後、「觀察久意延庸訂纂經史、兼課令嗣」と述べている。
- (77) 前掲高氏書三十(三十一頁)。
- (78) 全文を記すと左のとおり。
全紅東寫、敦請某號幾兄先生到某署辦理刑命[名]・錢穀・摺奏・書啓・筆墨一切實踐。歲奉修金若干兩、按月致送。每月火食大錢若干。此訂、愚弟某頓首拜。後面寫年・月・日。封套寫關書二字。外備聘金一對。
- (79) 原書は英文。Chung-ii Chang, *The Income of the Chinese Gentry*, University of Washington Press, 1962.
- (80) 幕友の收入に關する張氏の考察は、第一章第三節“Secretarial Services as a Source of Income”において展開されており、推算の結果は、八十五(八十七頁)に示されている。
- (81) 臧庸『拜經堂文集』 卷五「霜哺遺音書後」に、「今海內有二孝子。一、浙江蕭山汪煥曾明府。……顧鏞堂、……與汪交五年」とある。「煥曾」は汪輝祖の字であり、この文章は嘉慶甲子九年に書かれているから、臧庸が汪輝祖の知遇を得たのは嘉慶五年のことである。
- (82) 原文は、以下のとおり。

處幕館者、章身不能無具、隨從不能無人。加以慶弔往還、親朋假乞、無一可省。歲脩百金、到家亦不過六七十金。八口之家、僅足

敷衍。

(83) 『拜經堂文集』卷五「亡弟和貴割肱記」に、「嘉慶六年春正月、庸往杭州、就阮侍郎校經之聘。弟再拜送之曰、兄弟皆侍膝下、誰爲負米者、客皆遊、誰爲視膳者。兄與禮堂、一人出、一人留、可乎。侍郎招、幸以此辭」とある。

(84) 『拜經堂文集』卷四「送姚文溪大令還濟南序」に、「儀徵阮公、撫浙之明年、校勘十三經、招鏞堂與其事。越三載、壬戌九月、鏞堂分技者先竣。因請歸。歸而上侍老母、下撫羣季、慨然念家事之敗也、棄儒就賈、經理之一載、不可爲。仍棄去、復理故業」とある。文中の「壬戌」は、嘉慶七年。

(85) 實際、張峯が「詒經精舍志初稿」において、「嘉慶十四年八月二十二日、阮文達離浙、精舍講肄、即輟而勿學者殆二十年。至富海帆撫浙、始漸中興」(原載は、『文瀾學報』第二卷第一期、一九三六年。趙所生・薛正興主編『中國歷代書院志』第八冊、江蘇教育出版社、一九九五年所收による)と述べているように、阮元が浙江から轉任すると、詒經精舍は二十年近く活動休止状態に入り、道光十年(一八三〇)に滿人の富揚呢阿(？)一八四五が巡撫として赴任するようやく再興された。

(86) 洪頤煊「校正竹書紀年序」(『平津館叢書』第二函所收『竹書紀年』卷頭)に、以下のようにある。
庚申夏、頤煊游學武林、孫淵如觀察、屬重校是書。……嘉慶七年三月二日臨海洪頤煊撰。

(87) 關連部分の原文は以下のとおり。

此本上下二卷、占法七十二章、吾師孫淵如觀察、從道藏中錄出。頤煊見而愛之。因影鈔此冊、并校勘一過。……序成并以質諸觀察。時嘉慶十年太歲乙丑月將在午日辰丙申加時在西。臨海洪頤煊、書于德州節署之平津館。

(88) 『琴操』(『平津館叢書』第二函所收)卷上・卷下・補遺の各卷末に、「臨海洪頤煊校字」とある。

(89) 關連部分の原文は以下のとおり。

蒙雖不敏、夙究篆籀之學、就隸續所載、理而董之、證以經典字書、爲之音釋。又得嚴孝廉可均、洪明經頤煊互相是正。……嘉慶十一年正月四日、山東督糧道孫星衍書於安德使署之平津館。

(90) 關連部分の原文は以下のとおり。

及官安德、乃採唐宋傳注所引此書之文。因故章孝廉舊稿、與洪明經頤煊、校訂譌舛。……嘉慶十一年正月望後四日、陽湖孫星衍撰于安德使署之平津館。

(91) 洪頤煊「牟子序」(『平津館叢書』第一函所收「牟子」卷頭)。關連部分の原文は以下のとおり。

吾師淵如觀察、愛其爲漢魏舊帙、錄出別行、屬頤煊考校其事。……嘉慶丙寅(十一年)正月廿三日、臨海洪頤煊撰。

(92) 關連部分の原文は以下のとおり。(孫星衍「平津館文稿」卷下所收)

近館於安德平津館、與予商撰尚書今古文義疏、及校訂古書、將爲五經異義補證。……嘉慶十一年六月七日、撰於安德使署、孫星衍。

(93) 關連部分の原文は以下のとおり。

助其掣采、則洪子旌賢、爲予討論、有顧君千里。……嘉慶十二年太歲丁卯二月、山東督糧道加授通奉大夫陽湖孫星衍撰。

(94) 關連部分の原文は以下のとおり。

平津館鑒藏書記三卷、洪明經頤煊、助予寫錄成帙。……太歲戊辰(嘉慶十三年)四月七日、孫星衍撰於河西務舟次。

(95) 關連部分の原文は以下のとおり。

淵如師喜金石文字、生平游歷所至、搜訪無虛日。德州平津館所藏碑、自周秦至唐宋五代、凡廿餘匣、庚午冬頤煊、始取而讀之。見諸君題跋未盡、間有所獲、輒錄於左方、積成八卷。題曰平津讀碑記、示所從得也。……頤煊少賤、不能備金石之藏、游幕平津、始得盡見海內所有之碑。……夫世之所貴乎金石者、以其足取證經史也。……嘉慶十六年太歲在未八月十四日、臨海洪頤煊題于濟寧舟次。

(96) 關連部分の原文は以下のとおり。なお、文中の「甲寅」は、乾隆五十九年(一七九四)、「乙亥」は、嘉慶二十年(二八一五)。

此書、輒始于乾隆甲寅年、至嘉慶乙亥年、迄功付刊。中間、歷官中外、牽于人事、雖手不釋卷、懼有遺忘、多藉同人之助。台州洪明經頤煊、文登畢孝廉以田、上元管秀才同、助其搜討、同里臧上舍鏞堂、從弟星海、助其校讎。

(97) 洪頤煊「校正穆天子傳序」(『平津館叢書』第二函所收「穆天子傳」卷頭)。關連部分の原文は以下のとおり。

頤煊懼是書之荒落、因不揣樸昧、取今漢魏叢書本、與明程榮本・吳琯本・汪明察本・錢唐趙君坦所校吳山道藏本、暨史漢諸注、唐宋類書所引、互相參校、表其異同、正其舛謬、爲補正文及注若干字、刪若干字、改若干字。其無可校證者闕之。……嘉慶庚申(五年)六月三日臨海洪頤煊書于西湖謁經精舍。

(98) 左に引く『平津館叢書』卷頭所收の陳其榮「重刻平津館叢書十集序」によると、『穆天子傳』の校訂が孫星衍からの依頼を受けたものであったかに見える。ただし、陳氏の文章は孫星衍が没してから六十七年後の光緒乙酉十一年(二八八五)に書かれているから、孫

星衍と直接の交流があったはずはなく、『平津館叢書』所收書の序文などをもとに作文した可能性も排除できない。

先生所刻平津館叢書、硯岱南閣所輯、種類較夥。其中諸子樸史、均據善本、校勘尤精。間有借助于友朋。若穆天子傳・竹書紀年、則知爲臨海洪君頤煊所校正也。……時在光緒乙酉歲小春日、嘉興陳其榮序於盛湖之陽春室寓廬。

(99) 原文は以下のとおり。

五月望前回署、適同里臧文學庸應順天試、過安德謁君。下榻踰月、與君及洪君同校管子。……君以向所撰臯陶謨義疏授臧君。

又屬臧君覆勘天官考證。

(100) 臺灣商務印書館、一九八一年(新編中國名人年譜集成第十六輯)。原文は、「是歲孫淵如擬重刊宋小字本說文、延嚴鐵橋校字。鐵橋自用所著校議說、多所校改」。

この部分は、平津館叢書本『說文解字』卷首所收の孫星衍「重刊宋本說文序」をもとに作成している。しかし、孫星衍の序の日付は「嘉慶十四年」となっていて、いつから編集作業が始まったか不明である。汪宗衍氏も嘉慶九年に繋げた理由を説明していない。この疑義については、李慶「新訂顧千里年譜」嘉慶十三年條注三十(同氏著「顧千里研究」、上海古籍出版社、一九八九年所收)に、「平津館叢書本說文解字、書中有墨記云、嘉慶甲子歲、仿宋刊本、則此書始始刊於是年」と説明されているのが参考になる。つまり、『平津館叢書』所收の小字本『說文解字』には、嘉慶甲子九年に宋刊本を模刻した旨の書き込みがあり、少なくともその時点には編集作業が開始されていたことがわかるのである。

なお、筆者が身近に目撃し得た孫刻本『說文解字』は、百部叢書本『平津館叢書』所收であり、一通り目を通したが孫星衍の墨記を確認することができなかった。その理由は、百部叢書本『平津館叢書』は、清末の朱記榮が光緒十一年(一八八五)が重刻したものであって、孫星衍の書込みまでは模刻しなかったからだと推測される。原刻本『平津館叢書』による確認は後日を期することにする。

(101) 注(89)を参照。

(102) 孫星衍「孔子集語表」(『孔子集語』卷頭所收)を見ると、「星衍、自嘉慶辛未歲九月歸田臥病多暇、輒理舊業、因屬族弟星海・姪增龔慶檢閱子史、採錄宣聖遺言。……閱六年而始成書」とあって、この書物の編集に費やされた期間がわかる。嚴可均は、「孫氏孔子集語序」(『孔子集語』卷頭および『鐵橋漫稿』卷五所收)において、嘉慶辛未十六年から編集が始まったこの書物について、「逾年初稿成。又二年、屬其友人烏程嚴可均、略仿說苑體裁、理而重之」と述べ、孫星衍が作成した初稿をもとに『說苑』の體裁に倣ってまとめ

上げたことを説明している。文中、自身のことを第三者的に「其友人烏程嚴可均」と稱しているのは、この序文がもととは代序、すなわち孫星衍のための代作であつたことを示しているかも知れない。

- (103) 嚴可均『鐵橋漫稿』卷八「書北堂書鈔原本後」に、「嘉慶中、淵如約王伯申（引之）略校、伯申約錢既勳（東垣）同校、僅二十許葉而輟業。……淵如屬余校刻、余竭八九月之力、校刻卷百三十二起、至卷百六十止」とある。なお、南海孔氏三十有三萬卷堂校注重刊本『北堂書鈔』卷頭所收の林國廣「北堂書鈔凡例」に、「凡所校卷數、……嚴鐵橋爲卷六十四」とあるから、嚴可均は『北堂書鈔』全百七十卷の中、かなりの部分の校正を擔當している。なお、嚴氏とこの書物との關わりについては、鈴木啓造「北堂書鈔の刊本および寫本について」（『學術研究——地理學・歷史學・社會科學編——』第二十九號、早稻田大學教育學部、一九八〇年十二月）を参照。
- (104) 張紹南「孫淵如先生年譜」嘉慶三年條に、「六月二十七日、金夫人卒於袁州官舍」とあるから、孫星衍は、山東袁沂曹濟道在任時には、おもに袁州に在住していたようである。

- (105) 張穆「癸巳存稿序」（『癸巳存稿』卷頭所收）に、「時（孫）觀察既爲伏生建立博士、復求左氏後裔。理初因作左丘明子孫姓氏論・左山攷・左墓攷、申難難篇、觀察多采其文、以折衆論」とある。三編の論文はいずれも『癸巳類稿』に收められており、前から順に、卷七、卷九、卷九所收。

- (106) 張紹南「孫淵如先生年譜」嘉慶十一年條に、「十一月、同龢君正變撰古天文說成」とある。

- (107) 蔡壽昌は傳記資料索引の類にその名が見えないが、蔡氏の『蛻石文鈔』（不分卷）の「太外姑汪太恭人八十壽序」に、「憶、丙子歲三月二十二日、壽昌就昏與興署」とあり、「胎塚名」に、「蔡子年二十娶于趙」とあり、嘉慶丙子二十一年（一八一六）に結婚したときに二十歳だったとすると、その生年は嘉慶二年（一七九七）ということになる。

- (108) 蔡壽昌のより詳細な議論は、「許叔重先爲祭酒後爲涑長卒於桓帝以後非卒於安帝之世考」と題する論文に記されている。この論文は、『說文解字詁林』前編下「許君事蹟」に收められているが、原載書は未詳。

この文章で注目すべきは、孫星衍の「許叔重本主結銜議」について、「能指許君之爲涑長、確在安帝十五年以後」と述べ、許慎が涑長になった時期を安帝在位の十五年、すなわち建光元年（一二一）以後に確定したと評していることである。孫星衍のそのような發言は、本稿ですでに紹介した同じ題名の文章はおろか、孫氏の他の著述にも見當たらないうようである。蔡氏が依據した資料は今のところ不明というほか無い。

(109) 明代以降における『華陽國志』の刻本の状況については、久村因「華陽國志の版本について」（『紀要（人文・社會科學）』第十七輯、名古屋大學教養部、一九七三年三月）において詳細を極めた論考がなされている。

(110) 這般の事情については、前注久村氏論文、李慶「新訂顧千里年譜」嘉慶十八年條注、および同氏「顧千里校書考」史部二十三「華陽國志」（前掲同氏書所收）を参照。

(111) 關連部分の原文は以下のとおり。

嘉慶二十一年丙子、君六十四歲、主講鍾山書院。二月、與嚴孝廉及弟星衡、撰輯全上古三代秦漢六朝文。

(112) 關連部分の原文は以下のとおり。

嘉慶十二年……四月、君自通州回署、與洪君頤煊校刊唐王無功集・琴操、輯漢官舊儀・漢官儀。

(113) 前掲李慶「新訂顧千里年譜」嘉慶十二年條に、「十二月、爲孫淵如校漢官儀・漢舊儀・漢官解詁・漢官・漢官曲〔典〕職儀式選用・漢禮器制度・漢舊儀補遺・漢儀等書、標識于清樣上。此數種書、後俱收入于平津館叢書之中」とある（同條に對する注三十二も参照）。

(114) エルマン氏は、前掲書の第五章第四節「Cumulative Research」の冒頭において、考證的な學問が清代に顯著な發展を遂げたのは、「考證學者が宋明の先學とは異なり、累加的な結果を得るのに適した研究課題を強調したからである」（原文：Such progress was possible because k'ao-cheng scholars, unlike their Sung and Ming predecessors, stressed research topics that lent themselves to cumulative results.）と説明し、續けてそのことを示す具體的事例を列挙している。

(115) 梁啓超『清代學術史』第十七章。前掲エルマン氏書第五章第三節「Collaboration, Correspondence, and Meetings」など。

(116) 「十三經注疏校勘記」の分擔者は、李銳、顧廣圻、臧庸、徐養原、洪震煊、嚴杰、孫同元の七名である。この中、前三者が阮元と同じ江蘇省の出身の幕友であり、徐養原以下の四名は、いずれも詁經精舍の學生である。

(117) 張紹南「孫淵如先生年譜」嘉慶七年條。原文は以下のとおり。

七月、廬州張太守梓雲、延君纂修郡志。時設局延修志者十餘人。閱兩年、衆議紛雜、迄無成例。君到、出所錄古書廬州故述示之、並招書院生童十餘人、錄史傳人物及地方事迹。乞鈔胥十餘人、手定條例、隨纂隨書。閱月書成。

(118) エルマン氏は「前掲書第五章第一節「Shared Research Techniques: Notation Books」において、「實際、札記はそれ自體、清朝において一つの重要な著述様式となった」（原文：In fact, notation books themselves became an important genre of writing during

清代の幕府と學術交流

the Ch'ing dynasty ……」と述べている（百七十五頁）。

(11) 原書は英文で、原題は『*Eminent Chinese of the Ch'ing Period*』。本書の初版は、United States Government Printing Office, Washington, 1943。本稿では、臺灣成文出版社の一九七〇年リプリント版を使用。『癸巳存稿』に關する言及は、同書九百三十七頁「俞正燮」の項においてなされている。項目執筆者は、Tu Lien-ché（杜聯誥）氏で、原文を示すと左のとおり。

The *Kwei-su* is *un-kao* being, as its name states, a collection of left-over items, includes many short notes on lighter subjects such as the origin of terms, customs, etc.

なお、漢譯書の『清代名人傳略』は、中國人民大學清史研究所《清代名人傳略》翻譯組により作成され、青海人民出版社から一九九〇年に出版されている。